

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月28日
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小林 央明
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通 り 287 - 289番 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 橋本 雅行 同 原田 亮
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6775)1000
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・ セレクション (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル建 米ドルクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約2,271億円）を上限とする。

米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約2,271億円）を上限とする。

米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約2,271億円）を上限とする。

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：

10億アメリカ合衆国ドル（約1,136億円）を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,637億円）を上限とする。

豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,637億円）を上限とする。

豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,637億円）を上限とする。

豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：

10億オーストラリア・ドル（約818億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2018年9月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.57円および1豪ドル＝81.83円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年11月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

２【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

１ ファンドの運用状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection）（以下「サブ・ファンド」といい、コクサイ・ケイマン・トラスト（Kokusai Cayman Trust）を以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別及び地域別の投資状況

（2018年12月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	91,253,249.76	95.68
現金・その他の資産（負債控除後）		4,120,330.80	4.32
合計（純資産総額）		95,373,580.56 (約10,586百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.00円および１豪ドル＝78.18円）による。以下同じ。

（注３）ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルクラス受益証券、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「米ドル建受益証券」という。）は米ドル建であり、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「豪ドル建受益証券」といい、米ドル建受益証券とあわせて、個別にまたは総称して「受益証券」または「通貨クラス」という。）は豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

（2018年12月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	US High Yield Bond Fund (Series of Kokusai Trust) - USHYF Non-hedge Class	ケイマン諸島	投資信託	11,097,318,468.3030	0.008820	97,874,156.81	0.008223	91,253,249.76	95.68

< 参考情報 >

コクサイ・トラスト - ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - ＵＳＨＹＦノン・ヘジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）の組入上位銘柄

（2018年12月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	利率（％）	償還日	投資比率（％）
1.	REICHHOLD CAYMAN EQUITY	ケイマン諸島	その他有価証券	-	-	2.57
2.	HCA INC	アメリカ合衆国	社債	5.375	2025/2/1	1.94
3.	DISH DBS CORP	アメリカ合衆国	社債	5.875	2024/11/15	1.69
4.	SPRINT CORP	アメリカ合衆国	社債	7.625	2025/2/15	1.39
5.	FIRST DATA CORPORATION	アメリカ合衆国	社債	5.750	2024/1/15	1.29
6.	HCA INC	アメリカ合衆国	社債	5.875	2026/2/15	1.17
7.	SPRINT CAPITAL CORP	アメリカ合衆国	社債	8.750	2032/3/15	1.12
8.	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	アメリカ合衆国	社債	6.500	2022/11/15	1.04
9.	SPRINT CORP	アメリカ合衆国	社債	7.875	2023/9/15	0.98
10.	BAUSCH HEALTH COS INC	カナダ	社債	5.875	2023/5/15	0.97

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（ ）投資不動産物件

該当事項なし（2018年12月末日現在）。

（ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2018年12月末日現在）。

(２) 運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

2018年12月末日前１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2018年１月末日	61,437,788.48	6,819,594,521	72.98	8,101
２月末日	59,573,605.59	6,612,670,220	71.73	7,962
３月末日	59,528,453.45	6,607,658,333	70.56	7,832
４月末日	57,756,371.03	6,410,957,184	70.62	7,839
５月末日	55,628,140.44	6,174,723,589	69.97	7,767
６月末日	54,283,675.19	6,025,487,946	69.67	7,733
７月末日	53,246,706.43	5,910,384,414	69.73	7,740
８月末日	52,551,077.32	5,833,169,583	69.57	7,722
９月末日	49,399,097.75	5,483,299,850	69.29	7,691
10月末日	45,995,734.94	5,105,526,578	67.59	7,502
11月末日	46,237,006.05	5,132,307,672	66.63	7,396
12月末日	44,100,458.53	4,895,150,897	64.17	7,123

< 参考情報 >

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（２０１０年９月２８日～２０１８年１２月末日）



（注）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている１口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている１口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2018年１月末日	48,213,770.52	5,351,728,528	46.47	5,158
２月末日	43,513,009.19	4,829,944,020	44.85	4,978
３月末日	41,529,465.28	4,609,770,646	43.50	4,829
４月末日	39,120,457.05	4,342,370,733	41.52	4,609
５月末日	35,730,907.25	3,966,130,705	38.25	4,246
６月末日	33,851,681.86	3,757,536,686	36.57	4,059
７月末日	34,676,341.14	3,849,073,867	37.87	4,204
８月末日	31,652,495.83	3,513,427,037	34.85	3,868
９月末日	33,551,451.45	3,724,211,111	35.00	3,885
10月末日	35,325,555.24	3,921,136,632	37.10	4,118
11月末日	33,230,715.00	3,688,609,365	35.21	3,908
12月末日	31,646,886.83	3,512,804,438	33.78	3,750

<参考情報>

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（2010年９月28日～2018年12月末日）



<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2018年１月末日	216,314.16	24,010,872	134.27	14,904
２月末日	212,799.73	23,620,770	132.09	14,662
３月末日	222,316.04	24,677,080	131.86	14,636
４月末日	222,202.46	24,664,473	131.79	14,629
５月末日	219,662.61	24,382,550	130.29	14,462
６月末日	212,942.02	23,636,564	126.30	14,019
７月末日	208,354.06	23,127,301	123.58	13,717
８月末日	208,896.18	23,187,476	123.90	13,753
９月末日	208,210.65	23,111,382	123.49	13,707
10月末日	202,014.75	22,423,637	119.82	13,300
11月末日	201,458.14	22,361,854	119.49	13,263
12月末日	150,739.75	16,732,112	117.22	13,011

<参考情報>

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（2010年９月28日～2018年12月末日）

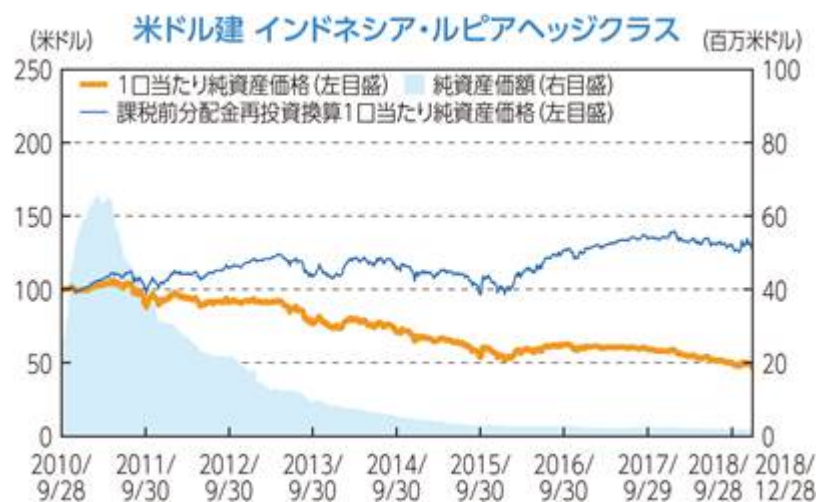


<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2018年１月末日	2,452,827.91	272,263,898	58.13	6,452
２月末日	2,310,075.41	256,418,371	55.53	6,164
３月末日	2,257,453.64	250,577,354	54.52	6,052
４月末日	2,231,494.32	247,695,870	54.15	6,011
５月末日	2,202,696.76	244,499,340	53.77	5,968
６月末日	2,133,858.30	236,858,271	52.09	5,782
７月末日	2,125,186.37	235,895,687	51.88	5,759
８月末日	2,078,294.11	230,690,646	50.73	5,631
９月末日	2,048,364.69	227,368,481	50.00	5,550
10月末日	1,948,248.58	216,255,592	47.86	5,312
11月末日	2,040,001.79	226,440,199	50.11	5,562
12月末日	1,902,858.46	211,217,289	47.40	5,261

<参考情報>

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（2010年９月28日～2018年12月末日）

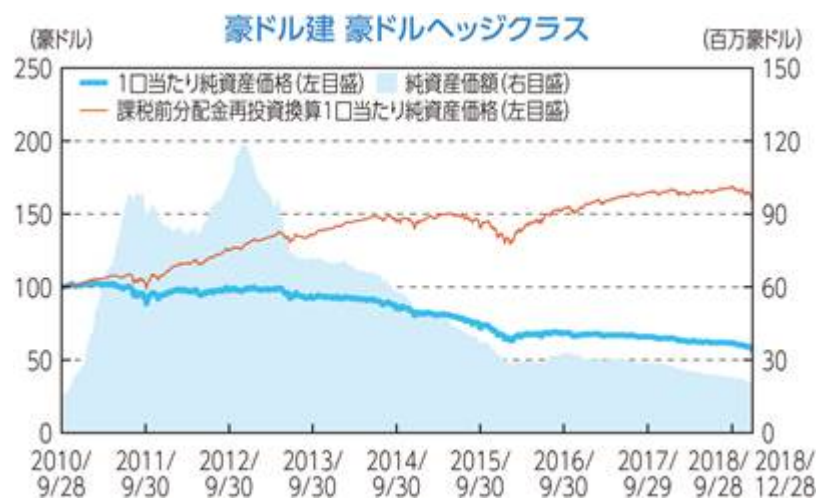


< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2018年１月末日	26,769,475.13	2,092,837,566	64.32	5,029
２月末日	26,075,045.38	2,038,547,048	63.26	4,946
３月末日	25,241,778.52	1,973,402,245	62.26	4,867
４月末日	25,051,270.83	1,958,508,353	62.38	4,877
５月末日	24,031,976.46	1,878,819,920	61.88	4,838
６月末日	23,756,705.44	1,857,299,231	61.66	4,821
７月末日	23,688,037.41	1,851,930,765	61.78	4,830
８月末日	23,131,563.31	1,808,425,620	61.70	4,824
９月末日	22,952,814.82	1,794,451,063	61.53	4,810
10月末日	22,209,283.69	1,736,321,799	60.09	4,698
11月末日	21,370,811.23	1,670,770,022	59.30	4,636
12月末日	20,250,057.90	1,583,149,527	57.13	4,466

< 参考情報 >

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（2010年９月28日～2018年12月末日）

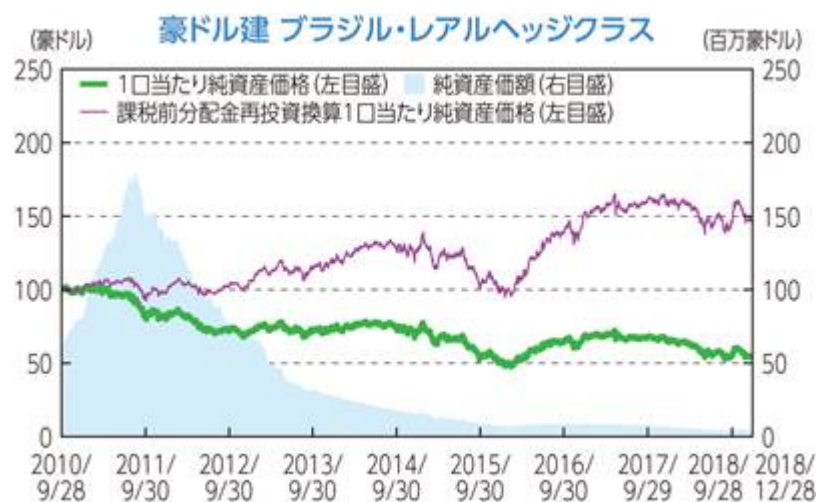


< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2018年１月末日	6,047,225.79	472,772,112	64.58	5,049
２月末日	5,990,749.71	468,356,812	64.76	5,063
３月末日	5,642,261.47	441,112,002	63.54	4,968
４月末日	5,347,158.43	418,040,846	61.49	4,807
５月末日	4,987,245.37	389,902,843	56.82	4,442
６月末日	4,601,383.47	359,736,160	55.59	4,346
７月末日	4,724,297.14	369,345,550	57.39	4,487
８月末日	4,493,246.65	351,282,023	54.67	4,274
９月末日	4,481,780.59	350,385,607	54.68	4,275
10月末日	4,988,000.38	389,961,870	59.01	4,613
11月末日	4,581,830.89	358,207,539	54.34	4,248
12月末日	4,561,091.73	356,586,151	54.22	4,239

< 参考情報 >

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（2010年９月28日～2018年12月末日）



< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2018年１月末日	53,942.73	4,217,243	162.97	12,741
２月末日	55,079.16	4,306,089	166.40	13,009
３月末日	55,635.25	4,349,564	168.08	13,140
４月末日	56,368.92	4,406,922	170.30	13,314
５月末日	55,886.24	4,369,186	168.84	13,200
６月末日	55,505.39	4,339,411	167.69	13,110
７月末日	54,120.74	4,231,159	163.51	12,783
８月末日	56,111.34	4,386,785	169.52	13,253
９月末日	55,657.11	4,351,273	168.15	13,146
10月末日	55,161.11	4,312,496	166.65	13,029
11月末日	53,332.72	4,169,552	161.13	12,597
12月末日	62,562.26	4,891,117	164.21	12,838

< 参考情報 >

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（2010年９月28日～2018年12月末日）

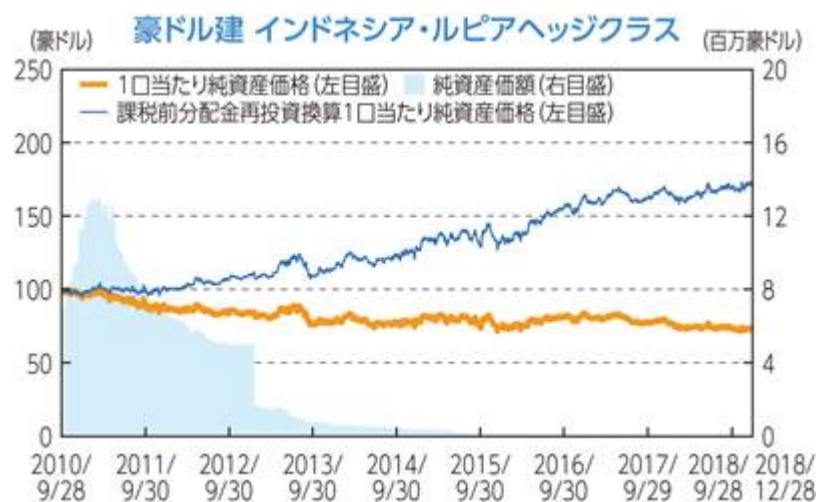


< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2018年１月末日	94,267.14	7,369,805	74.82	5,849
２月末日	87,731.96	6,858,885	74.35	5,813
３月末日	87,364.68	6,830,171	74.04	5,788
４月末日	88,191.63	6,894,822	74.74	5,843
５月末日	88,042.77	6,883,184	74.61	5,833
６月末日	87,464.45	6,837,971	74.12	5,795
７月末日	87,069.12	6,807,064	73.79	5,769
８月末日	88,313.19	6,904,325	74.84	5,851
９月末日	86,894.96	6,793,448	73.64	5,757
10月末日	85,267.18	6,666,188	72.26	5,649
11月末日	86,840.16	6,789,164	73.59	5,753
12月末日	85,648.64	6,696,011	72.58	5,674

< 参考情報 >

純資産総額および１口当たり純資産価格の推移（2010年９月28日～2018年12月末日）



分配の推移

2018年12月末日前１年間における分配の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	米ドル	円
2018年 1 月	0.60	67
2 月	0.60	67
3 月	0.60	67
4 月	0.60	67
5 月	0.60	67
6 月	0.60	67
7 月	0.60	67
8 月	0.60	67
9 月	0.60	67
10月	0.60	67
11月	0.60	67
12月	0.60	67

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	7.20	799
設定来累計	66.60	7,393

（注）設定来累計とは、運用開始日である2010年9月28日から2018年12月末日までの期間における分配金の累計額である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	米ドル	円
2018年 1 月	0.40	44
2 月	0.40	44
3 月	0.40	44
4 月	0.40	44
5 月	0.40	44
6 月	0.40	44
7 月	0.40	44
8 月	0.40	44
9 月	0.40	44
10月	0.40	44
11月	0.40	44
12月	0.40	44

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	4.80	533
設定来累計	75.10	8,336

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	米ドル	円
2018年 1 月	0.30	33
2 月	0.30	33
3 月	0.30	33
4 月	0.30	33
5 月	0.30	33
6 月	0.30	33
7 月	0.30	33
8 月	0.30	33
9 月	0.30	33
10月	0.30	33
11月	0.30	33
12月	0.30	33

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	3.60	400
設定来累計	29.10	3,230

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	米ドル	円
2018年 1 月	0.60	67
2 月	0.60	67
3 月	0.60	67
4 月	0.60	67
5 月	0.60	67
6 月	0.60	67
7 月	0.60	67
8 月	0.60	67
9 月	0.60	67
10月	0.60	67
11月	0.60	67
12月	0.60	67

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	7.20	799
設定来累計	72.80	8,081

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	豪ドル	円
2018年 1 月	0.45	35
2 月	0.45	35
3 月	0.45	35
4 月	0.45	35
5 月	0.45	35
6 月	0.45	35
7 月	0.45	35
8 月	0.45	35
9 月	0.45	35
10月	0.45	35
11月	0.45	35
12月	0.45	35

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	5.40	422
設定来累計	85.70	6,700

< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	豪ドル	円
2018年 1 月	0.55	43
2 月	0.55	43
3 月	0.55	43
4 月	0.55	43
5 月	0.55	43
6 月	0.55	43
7 月	0.55	43
8 月	0.55	43
9 月	0.55	43
10月	0.55	43
11月	0.55	43
12月	0.55	43

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	6.60	516
設定来累計	73.05	5,711

< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	豪ドル	円
2018年 1 月	0.30	23
2 月	0.30	23
3 月	0.30	23
4 月	0.30	23
5 月	0.30	23
6 月	0.30	23
7 月	0.30	23
8 月	0.30	23
9 月	0.30	23
10月	0.30	23
11月	0.30	23
12月	0.30	23

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	3.60	281
設定来累計	29.10	2,275

< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	豪ドル	円
2018年 1 月	0.60	47
2 月	0.60	47
3 月	0.60	47
4 月	0.60	47
5 月	0.60	47
6 月	0.60	47
7 月	0.60	47
8 月	0.60	47
9 月	0.60	47
10月	0.60	47
11月	0.60	47
12月	0.60	47

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	7.20	563
設定来累計	70.60	5,520

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	収益率（注）
2018年１月１日～2018年12月末日	- 2.74%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年12月末日現在の１口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 2017年12月末日現在の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

以下、別段の記載がない限り、同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	収益率
2018年１月１日～2018年12月末日	- 13.83%

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	収益率
2018年１月１日～2018年12月末日	- 6.72%

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
2018年１月１日～2018年12月末日	- 5.41%

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

	収益率
2018年１月１日～2018年12月末日	- 3.20%

<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	収益率
2018年１月１日～2018年12月末日	- 5.29%

<豪ドル建 中国元ヘッジクラス>

	収益率
2018年１月１日～2018年12月末日	3.42%

<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
2018年１月１日～2018年12月末日	4.23%

< 参考情報 >



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

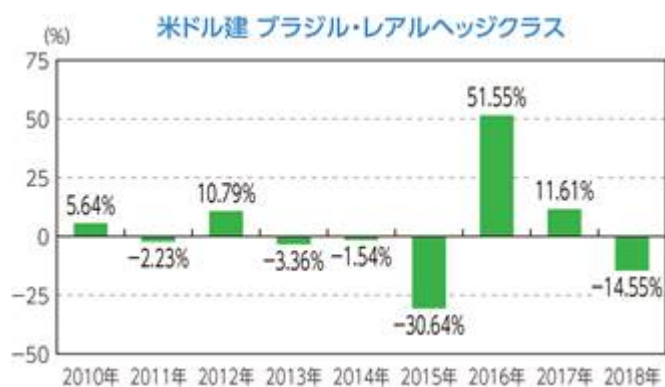
a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格

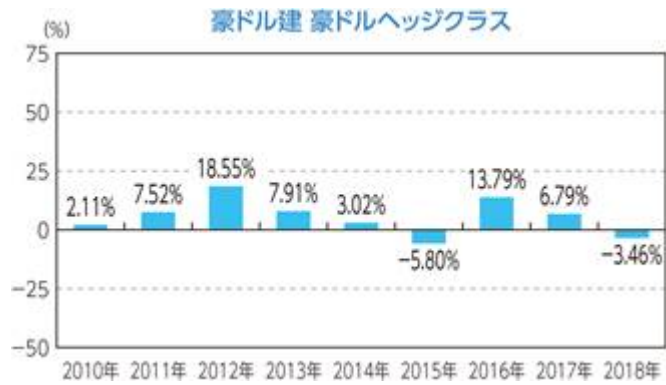
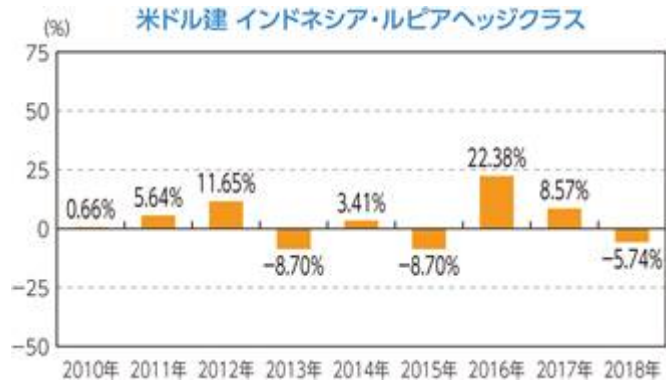
b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格（ただし、2010年については当初発行価格（米ドル建受益証券は 1 口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券は 1 口当たり100豪ドル））

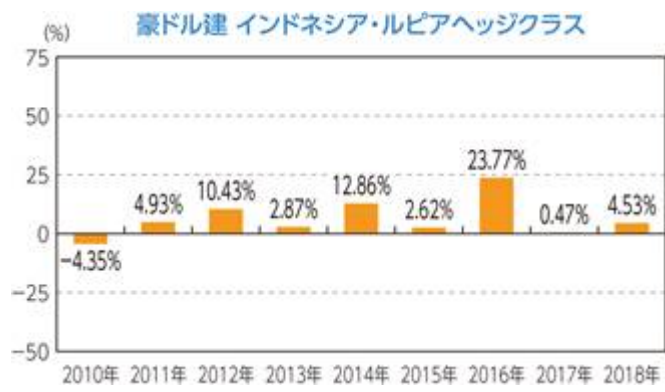
以下、本「< 参考情報 >」において同じ。

(注2) 2010年については、9月28日（運用開始日）から12月末日までの収益率を記載している。以下、本「< 参考情報 >」において同じ。

(注3) サブ・ファンドおよび各クラスにベンチマークはない。







２ 販売及び買戻しの実績

2018年12月末日前１年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年12月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
96,654 (96,654)	270,175 (270,175)	687,295 (687,295)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
79,118 (79,118)	184,171 (184,171)	936,756 (936,756)

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,460 (1,460)	1,595 (1,595)	1,286 (1,286)

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 (0)	2,049 (2,049)	40,143 (40,143)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
11,799 (11,799)	82,761 (82,761)	354,464 (354,464)

<豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
4,949 (4,949)	16,771 (16,771)	84,115 (84,115)

<豪ドル建 中国元ヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
50 (50)	0 (0)	381 (381)

<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 (0)	80 (80)	1,180 (1,180)

[次へ](#)

３ ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年12月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.00円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

資産負債計算書

2018年11月30日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（個別原価：99,625,519米ドル）	96,044,867	10,660,980
現金	4,497,900	499,267
外貨（取得原価：587米ドル）	587	65
外国為替予約取引に係る未実現評価益	139,308	15,463
取引相手方に対する預託金	1,510,000	167,610
未収金：		
サブ・ファンド受益証券販売	586,256	65,074
投資有価証券売却	1,978,897	219,658
その他の資産	17,417	1,933
資産合計	104,775,232	11,630,051
負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	73,082	8,112
未払金：		
投資有価証券購入	574,186	63,735
サブ・ファンド受益証券買戻	278,351	30,897
決済済外国為替予約取引	1,660,114	184,273
分配	974,209	108,137
未払投資顧問報酬	171,116	18,994
未払販売報酬	89,653	9,951
未払印刷費	78,824	8,749
未払専門家報酬	55,892	6,204
未払保管報酬	13,010	1,444
未払代行協会員報酬	8,965	995
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7,191	798
未払管理報酬	7,172	796
未払受託報酬	3,049	338
負債合計	3,994,814	443,424
純資産	100,780,418	11,186,626
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	15,619,925	1,733,812
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	3,348,860	371,723
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	38,981	4,327
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	63,471	7,045
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	33,230,715	3,688,609
米ドル建 中国元ヘッジクラス	201,458	22,362
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	2,040,002	226,440
米ドル建 米ドルクラス	46,237,006	5,132,308
	100,780,418	11,186,626

	米ドル	千円
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	360,404 □	
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	84,315 □	
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	331 □	
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	1,180 □	
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	943,863 □	
米ドル建 中国元ヘッジクラス	1,686 □	
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	40,707 □	
米ドル建 米ドルクラス	693,961 □	
受益証券１口当たり純資産価格		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	43.34	4,811 円
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	39.72	4,409 円
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	117.77	13,072 円
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	53.79	5,971 円
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	35.21	3,908 円
米ドル建 中国元ヘッジクラス	119.49	13,263 円
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	50.11	5,562 円
米ドル建 米ドルクラス	66.63	7,396 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

損益計算書

2018年11月30日までの 6 か月間（未監査）

	米ドル	千円
投資収益		
投資収益	9,300	1,032
投資収益合計	9,300	1,032
費用		
販売報酬	273,873	30,400
投資顧問報酬	208,139	23,103
印刷費	47,665	5,291
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	28,366	3,149
代行協会員報酬	27,387	3,040
保管報酬	22,263	2,471
管理報酬	21,909	2,432
専門家報酬	21,670	2,405
登録費	5,480	608
受託報酬	5,478	608
費用合計	662,230	73,508
投資純損失	(652,930)	(72,475)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	(32,707)	(3,630)
投資先ファンドからの実現利益分配	3,267,691	362,714
外国通貨取引および外国為替予約取引	(2,125,833)	(235,967)
実現純利益	1,109,151	123,116
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(2,099,254)	(233,017)
外国通貨取引および外国為替予約取引	776,606	86,203
未実現評価損の純変動	(1,322,648)	(146,814)
実現および未実現純損失	(213,497)	(23,698)
運用による純資産の純減少	(866,427)	(96,173)

注記は、財務書類と不可分のものである。

2018年11月30日までの6か月間（未監査）

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

純資産変動計算書（続き）

2018年11月30日までの 6 か月間（未監査）

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		豪ドル建 ブラジル・リアル ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	2,629 口		3,135 口	
買戻し	(30,566)口		(6,591)口	
受益証券口数の純変動	(27,937)口		(3,456)口	
金額				
発行	116,789 米ドル	12,964 千円	124,032 米ドル	- 千円
買戻し	(1,356,645)米ドル	(150,588)千円	(279,457)米ドル	(31,020)千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(1,239,856)米ドル	(137,624)千円	(155,425)米ドル	(17,252)千円
	豪ドル建 中国元 ヘッジクラス		豪ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	- 口		- 口	
買戻し	- 口		- 口	
受益証券口数の純変動	- 口		- 口	
金額				
発行	- 米ドル	- 千円	- 米ドル	- 千円
買戻し	- 米ドル	- 千円	- 米ドル	- 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	- 米ドル	- 千円	- 米ドル	- 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

純資産変動計算書（続き）

2018年11月30日までの 6 か月間（未監査）

	米ドル建 ブラジル・レアル ヘッジクラス		米ドル建 中国元 ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	73,165	口	1,195	口
買戻し	(63,374)	口	(1,195)	口
受益証券口数の純変動	9,791	口	-	口
金額				
発行	2,563,590	米ドル	155,266	米ドル
		284,558		17,235 千円
買戻し	(2,319,533)	米ドル	(152,207)	米ドル
		(257,468)		(16,895) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加／（減少）	244,057	米ドル	3,059	米ドル
		27,090		340 千円
	米ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス		米ドル建 米ドルクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	-	口	42,675	口
買戻し	(260)	口	(141,043)	口
受益証券口数の純変動	(260)	口	(98,368)	口
金額				
発行	-	米ドル	2,896,469	米ドル
		-		321,508 千円
買戻し	(12,883)	米ドル	(9,751,652)	米ドル
		(1,430)		(1,082,433) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加／（減少）	(12,883)	米ドル	(6,855,183)	米ドル
		(1,430)		(760,925) 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務ハイライト

2018年11月30日までの６か月間（未監査）

１口当たり主要データ：

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		豪ドル建 ブラジル・レアル ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首１口当たり純資産価格	46.80	5,195	42.97	4,770
投資純損失＊	(0.27)	(30)	(0.25)	(28)
投資による実現および未実現純利益（損失）	(1.22)	(135)	(0.60)	(67)
投資運用による利益（損失）合計	(1.49)	(165)	(0.85)	(94)
受益者への分配	(1.97)	(219)	(2.40)	(266)
期末１口当たり純資産価格	43.34	4,811	39.72	4,409
トータル・リターン ⁽¹⁾	3.22 %		(1.95) %	
期末純資産	15,619,925	1,733,811,675	3,348,860	371,723,460
平均純資産に対する費用比率	1.23 %		1.23 %	
平均純資産に対する純投資利益比率	(1.22) %		(1.22) %	

	豪ドル建 中国元 ヘッジクラス		豪ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首１口当たり純資産価格	127.69	14,174	56.43	6,264
投資純損失＊	(0.74)	(82)	(0.33)	(37)
投資による実現および未実現純利益（損失）	(7.87)	(874)	0.31	34
投資運用による利益（損失）合計	(8.61)	(956)	(0.02)	(2)
受益者への分配	(1.31)	(145)	(2.62)	(291)
期末１口当たり純資産価格	117.77	13,072	53.79	5,971
トータル・リターン ⁽¹⁾	(6.76) %		0.09 %	
期末純資産	38,981	4,326,891	63,471	7,045,281
平均純資産に対する費用比率	1.24 %		1.24 %	
平均純資産に対する純投資利益比率	(1.22) %		(1.22) %	

＊ 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務ハイライト（続き）

2018年11月30日までの６か月間（未監査）

	米ドル建 ブラジル・レアル ヘッジクラス		米ドル建 中国元 ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首１口当たり純資産価格	38.25	4,246	130.29	14,462
投資純損失 *	(0.22)	(24)	(0.75)	(83)
投資による実現および未実現純利益（損失）	(0.42)	(47)	(8.25)	(916)
投資運用による利益（損失）合計	(0.64)	(71)	(9.00)	(999)
受益者への分配	(2.40)	(266)	(1.80)	(200)
期末１口当たり純資産価格	35.21	3,908	119.49	13,263
トータル・リターン ⁽¹⁾	(1.63) %		(6.94) %	
期末純資産	33,230,715	3,688,609,365	201,458	22,361,838
平均純資産に対する費用比率	1.24 %		1.24 %	
平均純資産に対する純投資利益比率	(0.60) %		(0.60) %	
	米ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス		米ドル建 米ドルクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首１口当たり純資産価格	53.77	5,968	69.97	7,767
投資純損失 *	(0.31)	(34)	(0.42)	(47)
投資による実現および未実現純利益（損失）	0.25	28	0.68	75
投資運用による利益（損失）合計	(0.06)	(7)	0.26	29
受益者への分配	(3.60)	(400)	(3.60)	(400)
期末１口当たり純資産価格	50.11	5,562	66.63	7,396
トータル・リターン ⁽¹⁾	0.60 %		0.33 %	
期末純資産	2,040,002	226,440,222	46,237,006	5,132,307,666
平均純資産に対する費用比率	1.24 %		1.23 %	
平均純資産に対する純投資利益比率	(0.60) %		(0.60) %	

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト

- 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2018年11月30日までの6か月間(未監査)

1. 組織

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)は、コクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」という。)のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(旧:ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ)(以下「管理会社」という。)の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2010年9月28日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラス、豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの8クラスの受益証券の募集を行った。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである(以下「機能通貨」または「米ドル」という。)。受託会社は運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの運営通貨は豪ドル、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの運営通貨は米ドルである。運営通貨に換算した豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの2018年11月30日現在の受益証券1口当たり純資産価格はそれぞれ59.30豪ドル、54.34豪ドル、161.13豪ドル、73.59豪ドルであった。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラス(以下「投資先ファンド」という。)への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。ハイ・イールド債とは、格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（ＦＡＳＢ）の会計基準編纂書「トピック 946金融サービス—投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

２．重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2018年６月１日から2018年11月30日までの期間に関するものである。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

（Ａ）受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および受託会社が決定するその他の日（それぞれ「会計日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。米ドル建で計算される米ドル建ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスを除き、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は米ドル建で計算され豪ドルに換算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は通常各「営業日」（ニューヨーク、ロンドンおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつロンドン証券取引所（以下「ＬＳＥ」という。）およびニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日）において計算される。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下のとおりである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観測可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資顧問会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2018年11月30日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って１株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の１株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の１株当たり純資産価格（またはこれに相当するもの。）で計上し、それ以上の調整は行わない（実務的簡便法）。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的簡便法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の１株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約、上場オプション契約および外国為替予約取引）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）の評価は、それが入手可能かつ信頼性のあるものと考えられる場合、観測可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて行なわれる。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、インプットが観測不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観測不能なインプットも含まれる。各測定日現在、投資顧問会社は、観測可能なインプットを反映するためレベル１およびレベル２のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観測不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映される。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2018年11月30日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。*

投資対象＊：	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル１)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル２)	重要な観察不能 なインプット (レベル３)	純資産価格にて 測定される投資	2018年11月30日 現在の公正価値
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
投資先ファンドへの投資					
コクサイ・トラストのサブ・ファン ドの１つであるＵＳ・ハイ・イール ド・ボンド・ファンドのＵＳＨＹＦ ノン・ヘッジ	-	-	-	96,044,867	96,044,867
投資先ファンドへの投資合計	-	-	-	96,044,867	96,044,867
金融デリバティブ商品**					
資産					
外国為替予約取引	-	139,308	-	-	139,308
負債					
外国為替予約取引	-	(73,082)	-	-	(73,082)

＊ 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

＊ ＊ 外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2018年11月30日までの６か月間に、レベル１、レベル２およびレベル３の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、期末時点における投資有価証券の各レベルへの移動および各レベルからの移動を計上する。

2018年11月30日時点において、レベル３に該当する有価証券はなかった。

(Ｂ) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は、分配日現在の各クラスに対しその持分割合に応じて割り当てられる。

(Ｃ) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(Ｄ) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月24日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して５営業日以内に行われる。

2018年11月30日までの６か月間に宣言され支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	740,587
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	199,971
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	434
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	3,094
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	2,244,697
米ドル建 中国元ヘッジクラス	3,394
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	147,169
米ドル建 米ドルクラス	2,641,200
合計	5,980,546

(E) 現金および外貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 取引相手方に対する預託金 / 取引相手方からの預かり金

デリバティブ契約の下での義務（もしあれば）を果たすためにブローカーから受領した、またはブローカーに差し入れた金銭担保は、資産負債計算書の中の取引相手方に対する預託金または取引相手方からの預かり金として計上される。通常、取引相手方に対する、または取引相手方からの担保額は、譲渡が要求されるに先立ち、最低譲渡基準額を必要とし、これは取引相手方によって変動する可能性がある。

(G) 定期預金

サブ・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高を一または複数の適格預金機構の翌日払定期預金に預け入れる。これは、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(H) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する２当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。

る。サブ・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。リターンの向上を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。2018年11月30日までの6か月間、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2018年11月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊ （米ドル）	
デリバティブ負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$	139,308
デリバティブ負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$	(73,082)

* 総額は資産負債計算書の未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益 / (評価損) に記載されている。

2018年11月30日までの6か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク (米ドル)	
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)		
外国為替予約取引に係る実現純損失	\$	(2,124,620)

運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動

外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$	776,549
-----------------------	----	---------

2018年11月30日までの6か月間における未決済の外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

	(米ドル)	
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$	17,567,918
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	\$	3,564,463
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	\$	41,186
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	64,172
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	\$	35,506,538
米ドル建 中国元ヘッジクラス	\$	235,974
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	2,114,200

サブ・ファンドは、取引相手方との間で随時締結されるＯＴＣデリバティブおよび外国為替取引について規定する、国際スワップ・デリバティブ協会基本契約、国際外国為替標準契約、または外国為替およびオプション標準契約等の基本相殺契約の契約当事者である。基本契約には、とりわけ当事者の一般義務、表明、合意、担保要件、不履行事由および早期解除に関する規定が定められることがある。

担保要件は、サブ・ファンドの各取引相手方に対するネット・ポジションに基づき決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関の発行する債券またはサブ・ファンドと該当取引相手方との間で合意されたその他の証券のいずれかの形態とすることができる。特定の取引相手方については、基本契約の規定に基づき、サブ・ファンドに対して差し入れられた担保（もしあれば）はサブ・ファンドの保管会社によって別勘定にて管理されており、そのうち売却または転質が可能なものについては投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドの設定した非金銭担保（もしあれば）については、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定されている。2018年11月30日現在、1,510,000米ドルの現金がサブ・ファンドによる外国為替予約取引に対する担保として差し入れられている。

サブ・ファンドの純資産が減少し一定の基準値を一定期間にわたり下回った場合、サブ・ファンドに対して適用可能な解除事由が生じる。また取引相手方の信用格付が一定の水準を下回った場合も、取引相手方に対して適用可能な解除事由が生じる。いずれの場合も、当該事由が生じた場合、他方当事者は早期解除を選択することができ、かかる解除当事者の合理的な決定に従い、早期解除に伴い発生した損失および費用の支払を含め、未決済のデリバティブおよび外国為替予約取引をすべて清算することができる。サブ・ファンドの1つ以上の取引相手方が早期解除を選択する判断をした場合、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に影響が及ぶ可能性がある。

３．投資先ファンド

本「３．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2018年5月31日付の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2018年11月30日現在の情報と一致している。

投資先ファンドの組織

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。）は、コクサイ・トラストの３つ目のサブ・ファンドであり、2009年９月２日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで2010年７月23日付の追補証書（以下「追補証書」という。）によって設立された。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。

インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドは、注記１に定義されるサブ・ファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別するため、本注記３においてのみ投資先ファンドの受託会社という。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社により設立された日本の複数の投資信託および三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が投資顧問を務めるケイマン諸島の１つの投資信託（外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション）のために設立された。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づきミューチュアル・ファンドとしての規制を受けており、ケイマン諸島政府より課税免除証書を取得している。コクサイ・トラストおよびＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券は、いずれも1933年米国証券法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はなく、またコクサイ・トラストは、1940年米国投資会社法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はない。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドから投資者に対して、ＵＳＨＹＦ豪ドル・クラス、ＵＳＨＹＦブラジル・リアル・クラス、ＵＳＨＹＦ中国元クラス、ＵＳＨＹＦインドネシア・ルピア・クラス、ＵＳＨＹＦ日本円クラス、ＵＳＨＹＦメキシコ・ペソ・クラス、ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラス、ＵＳＨＹＦリソース・カレンシー・クラス、ＵＳＨＹＦ新トルコ・リラ・クラスおよびＵＳＨＹＦ米ドル・クラスの10クラスの受益証券が募集されている。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは受益証券の販売による手数料その他の報酬を得ていない。

ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、日本円で申込みが行われる。ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスは、米ドルで申込みが行われる。ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、為替予約取引または直物為替先渡取引を用いてクラスの表示通貨を米ドルに対してヘッジする。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）。投資先ファンドの受託会社は、運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券１口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。米ドルで報告されるＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスの運営通貨は日本円である。運営通貨に換算したＵＳＨＹＦ豪ドル・クラス、ＵＳＨＹＦブラジル・リアル・クラス、ＵＳＨＹＦ中国元クラス、ＵＳＨＹＦインドネシア・ルピア・クラス、ＵＳＨＹＦ日本円クラス、ＵＳＨＹＦメキシコ・ペソ・クラス、ＵＳＨＹＦリソース・カレンシー・クラス、ＵＳＨＹＦ新トルコ・リラ・クラス、ＵＳＨＹＦ米ドル・クラスの2018年５月31日時点の受益証券１口当たり純資産価格はそれぞれ0.7951円、0.4575円、1.0013円、0.6855円、0.7813円、0.5585円、0.6028円、0.4236円、1.1172円であった。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「投資顧問会社」という。）である。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しつつ、米ドルの外国為替エクスポージャーを該当クラスにより表示される選択された通貨（日本円、豪ドル、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピア、新トルコ・リラ、中国元およびメキシコ・ペソ）に変換することである。ＵＳＨＹＦリソース・カレンシー・クラスは、一般に対米ドルでヘッジされた豪ドル、ブラジル・レアル、メキシコ・ペソおよび南アフリカランド建の外国為替予約ロング・ポジションを含む、リソース通貨バスケットを使用して対米ドルでヘッジされる。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは投資会社であるため、「財務会計基準審議会（以下「ＦＡＳＢ」という。）の会計基準編纂書トピック946金融サービス—投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

投資先ファンドの重要な会計方針の要約

以下は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な許可の下、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、各「営業日」（ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日ならびにニューヨーク市および日本における銀行が営業を行っている日のうち、ロンドンの銀行もしくはロンドン株式市場（以下「ＬＳＥ」という。）の休日を除いた日、または投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（以下、それぞれ「会計日」という。））に計算される。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建で算出されるＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、米ドル建で計算され、日本円建に換算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはＬＳＥの休日を除く毎営業日に計算され、受益証券１口当たり純資産価格の数値は、小数第４位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の発行市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準

で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」という。）が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドの受託会社により誠実に決定された公正価値で評価される。投資先ファンドの受託会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、投資先ファンドの受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。投資先ファンドの受託会社は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが純資産価額を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示に基づき行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの方針は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、投資先ファンドの受託会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは保証できない。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定 - ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下のとおりである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。

- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル１に分類される投資有価証券には、短期金融証券、普通株式および定期預金が含まれる。当該金融商品は、ファンドが大きなポジションを保有しているために、ファンドがその証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、公表価格を使用する。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル２に分類される。これらの有価証券には、適格投資社債、ソブリン債およびデリバティブが含まれる。レベル２投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

外国為替予約取引を含むＯＴＣデリバティブは、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2018年５月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。*

投資対象*：	同一の投資対象の 活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル１)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル２)	重要な観察不能な インプット (レベル３)	2018年５月31日 現在の公正価値
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
債務証券				
オーストラリア	-	98,417	-	98,417
カナダ	-	20,143,389	-	20,143,389
フランス	-	2,559,456	-	2,559,456
ドイツ	-	896,288	-	896,288
アイルランド	-	3,113,813	-	3,113,813
イタリア	-	792,495	-	792,495
ルクセンブルグ	-	14,289,606	-	14,289,606
多国籍	-	1,651,669	-	1,651,669
オランダ	-	5,943,736	-	5,943,736
英国	-	4,513,193	-	4,513,193
アメリカ合衆国	151,810	290,622,008	-	290,773,818
優先株式				
アメリカ合衆国	-	829,950	-	829,950
普通株式				
アメリカ合衆国	6,896,092	2,392,210	7,481,430	16,769,732
ワラント				
アメリカ合衆国	-	-	-	-
短期投資有価証券				
定期預金	19,285,826	-	-	19,285,826
投資対象合計	26,333,728	347,846,230	7,481,430	381,661,388
金融デリバティブ商品**				
資産				
外国為替予約取引	-	2,843,856	-	2,843,856
負債				
外国為替予約取引	-	(1,370,910)	-	(1,370,910)

* 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益／（評価損）で評価されている。

以下の表は、公正価値の決定に重要な観察不能なインプットが使用された、レベル３投資有価証券の調整表である。

有価証券に 対する投資	2017年５月31日 現在の収支	実現利益 （損失）	未実現評価益／ （評価損）の変更	購入	売却	レベル３への 移動	2018年５月31日 現在の収支
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
普通株式	5,546,838	-	1,934,592	-	-	-	7,481,430
投資有価証券 合計	5,546,838	-	1,934,592	-	-	-	7,481,430

以下の表は、2018年11月30日現在のレベル３投資有価証券の公正価値を決定する際に投資顧問会社が使用する評価手法および観察不能なインプットの要旨を示すものである。

資産の種類	2018年５月31日 現在の公正価値	評価手法	観察不能なイン プット	範囲	平均	インプットの上昇が 評価に与える影響
	米ドル					
普通株式	7,481,430	企業価値（ＥＶ）	割引率	25%	-	低下
			ＥＶ倍率	7.10 - 10.80	9.40	上昇
合計	7,481,430					

2018年５月31日に終了した年度中に、レベル１、レベル２およびレベル３の間で移動はなかった。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、期末時点における投資有価証券の各レベルへの移動および各レベルからの移動を計上する。

(Ｃ) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から１ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却／増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却を調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券に係るクーポン収入は、認識されない。プレミアムの償却およびディスカウントの増価は最終利回りベースで計上される。ローン関連その他の資産担保証券（もしあれば）の返済損益は、損益計算書において金利収入を構成するものとして計上される。

(Ｄ) 分配方針

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、分配宣言および分配金の再投資（現金または現物による）手続をクラス毎に行う。分配は、月次ベースで行う予定であり、その金額は、（ ）実現純キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、未実現純キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正（プラス）の総額、ならびに、（ ）各クラスの純資産総額にポートフォリオの利回りを乗じて計算される、有価証券ポートフォリオの利回りに基づく見積りの理論上の収益からファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）を控除した金額のいずれか大きい金額として計算することが検討されている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、管理事務代行会社によって上記により決定された大きい方の金額を月次ベースで、各クラスの受益者に対して分配を宣言し、また分配金を再投資する。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または受託会社が単独の裁量によって決定するその他の日（以下「基準日」という。）に当月の分配を宣言し、また、通常、当月の10暦日目の

日より前（当該日が営業日でない場合またはロンドンの銀行またはロンドン証券取引所が休日の場合には、翌営業日）か、または受託会社はその単独の裁量によって決定するその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。

各クラスの既存の受益者は、分配の再投資を選択したため、該当する配当日に受益証券が発行される。

2018年度５月31日に終了した年度に宣言され再投資された分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額 (米ドル)
ＵＳＨＹＦ豪ドル・クラス	\$ 2,188,434
ＵＳＨＹＦブラジル・レアル・クラス	\$ 9,589,528
ＵＳＨＹＦ中国元クラス	\$ 38,505
ＵＳＨＹＦインドネシア・ルピア・クラス	\$ 287,161
ＵＳＨＹＦ日本円クラス	\$ 1,099,886
ＵＳＨＹＦメキシコ・ペソ・クラス	\$ 2,605,599
ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラス	\$ 8,132,272
ＵＳＨＹＦリソースズ・カレンシー・クラス	\$ 487,550
ＵＳＨＹＦ新トルコ・リラ・クラス	\$ 18,033,062
ＵＳＨＹＦ米ドル・クラス	\$ 2,696,158
合計	\$ 45,158,155

(E) 現金および外貨

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 取引相手方に対する預託金／取引相手方からの預かり金

デリバティブ契約の下での義務（もしあれば）を果たすためにブローカーから受領した、またはブローカーに差し入れた金銭担保は、資産負債計算書の中の取引相手方に対する預託金または取引相手方からの預かり金として計上される。通常、取引相手方に対する、または取引相手方からの担保額は、譲渡が要求されるに先立ち、最低譲渡基準額を必要とし、これは取引相手方によって変動する可能性がある。

(G) 定期預金

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高をひとつまたは

複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(H) 外国為替予約取引

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する２当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2018年５月31日現在において未決済の外国為替予約取引は、投資有価証券明細表に記載されている。

(I) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、先物および外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ商品（各商品の主たるリスク・エクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。）を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2018年11月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊ （米ドル）	
デリバティブ資産		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$	2,843,856
デリバティブ負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$	(1,370,910)

* 総額は資産負債計算書の未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益 / (評価損) に記載されている。

2018年11月30日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替*
	(米ドル)
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）	
外国為替予約取引に係る実現純利益	\$ (20,577,316)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$ (277,933)

2018年５月31日に終了した年度における未決済外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

	(米ドル)
サブ・ファンド・レベル*	\$ 3,189,894
ＵＳＨＹＦ豪ドル・クラス	\$ 35,324,305
ＵＳＨＹＦブラジル・リアル・クラス	\$ 82,590,662
ＵＳＨＹＦ中国元クラス	\$ 457,334
ＵＳＨＹＦインドネシア・ルピア・クラス	\$ 3,101,154
ＵＳＨＹＦ日本円クラス	\$ 24,367,215
ＵＳＨＹＦメキシコ・ペソ・クラス	\$ 21,649,809
ＵＳＨＹＦリソーシズ・カレンシー・クラス	\$ 4,948,640
ＵＳＨＹＦ新トルコ・リラ・クラス	\$ 103,931,430

*全てのクラスにおいて外国為替予約取引が存在した。サブ・ファンド・レベルにおいては、本年度中、５ヶ月間のみ外国為替予約が存在した。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、取引相手方との間で随時締結されるＯＴＣデリバティブおよび外国為替取引について規定する、国際スワップ・デリバティブ協会基本契約、国際外国為替標準契約、または外国為替およびオプション標準契約等の基本相殺契約の契約当事者である。基本相殺契約には、とりわけ当事者の一般義務、表明、合意、担保要件、不履行事由および早期解除に関する規定が定められることがある。

担保要件は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各取引相手方に対するネット・ポジションに基づき決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関の発行する債券またはＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドと該当取引相手方との間で合意されたその他の証券のいずれかの形態とすることができる。特定の取引相手方については、基本相殺契約の規定に基づき、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して差し入れられた担保（もしあれば）はＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって別勘定にて管理されており、そのうち売却または転質が可能なものについては投資有価証券明細表に記載されている。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの設定した担保（もしあれば）については、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定されている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産が減少し一定の基準値を一定期間にわたり下回った場合、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して適用可能な解除事由が生じる。また取引相手方の信用格付が一定の水準を下回った場合も、取引相手方に対して適用可能な解除事由が生じる。いずれの場合も、当該事由が生じた場合、他方当事者は早期解除を選択することができ、かかる解除当事者の合理的な決定に従い、早期解除に伴い発生した損失および費用の支払を含め、未決済のデリバティブおよび外国為替予約取引をすべて清算することができる。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの１つ以上の取引相手方が早期解除を選択する判断をした場合、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの将来のデリバティブ活動に影響が及ぶ可能性がある。

(J) 受益証券

2018年5月31日現在、発行済受益証券はすべて、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社によって設立された二名の受益者により保有されている。当該二受益者は、純資産における持分をすべて保有している。

受益証券は、クラス別に発行され、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの利益および分配において適用可能な範囲で、以下に詳述されるとおり、純資産価額の割合で按分され、また償還時には、資産について純資産価額割合で按分される。受益証券は、無額面であり、発行時に全額が払い込まれなければならない、優先権や新受益証券引受権を有しない。管理事務代行会社は、１口でまたは端数口で受益証券を発行することができる。

投資先ファンドの受託会社は、受益者が保有するすべてまたは一部の受益証券を買い戻すことができる。これは、受益者に開示された交換または転換方針を実行するためであり、その方法は、あるクラスの受益証券（以下「旧受益証券」という。）を他のクラスの受益証券（以下「新受益証券」という。）に交換するにあたり、受益者のために旧受益証券を買い戻した直後に当該買戻代金で新受益証券を再申込みすることによって行われる。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおける当初募集後の受益証券は、購入時における該当クラスの純資産価額で購入される。各クラスの各受益証券は、該当する受益証券クラスに適切に配分されたファンド資産に参加する権利を有している。投資先ファンドの受託会社によって、端数の受益証券が発行されることがある。受益証券はすべて、投資先ファンドの受託会社の裁量で発行される。

米ドル建で支払われるＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき発行金額は日本円建で支払われる。米ドルで決定されるＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき純資産価額は日本円建で決定される。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨は米ドルとする。

投資先ファンドの受託会社は、既存の受益者の同意を得ることなく、コクサイ・トラストの新規シリーズおよび／またはＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの新規クラスを異なる申込通貨または機能通貨で設定することができる。

受益証券の申込み

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日ならびに投資先ファンドの受託会社がその裁量により決定するその他の日時を除く毎営業日に、受益証券の申込みを受諾する（以下、それぞれの日を「申込日」という。）。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒否することができる。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、単独の裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格で発行される。

買戻し

受益者は、ＬＳＥまたはロンドンの銀行の休日を除く毎営業日ならびに投資先ファンドの受託会社がその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日のNYSEの終了時前または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻までに買戻日現在の受益証券買戻請求を提示しなければならない。当該時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領したものとみなされる。

買戻請求は、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻しを行う受益証券の日本円もしくは米ドルでの金額のいずれかを特定しなければならない。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当該買戻し日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。

投資先ファンドの受託会社は、その単独の裁量またはその委任された権限により、受益者による買戻しの条件を放棄または修正することができる。

(K) ハイ・イールド債

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、主にハイ・イールド債に投資する。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業種に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(L) ソブリン債

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、新興国が発行または保証したソブリン債に対して投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないか、またはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針、および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減する、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるといった当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行が発生した場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(M) 手数料および費用

投資先ファンドは、各種費用（会計および管理事務代行報酬、投資顧問報酬、受託会社の報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬ならびに投資先ファンドの運用に伴うその他の費用を含むがこれに限定されない。）を自ら負担している。当該費用は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて、サブ・ファンドにより間接的に支払われている。

４．受益証券

2018年11月30日現在、発行済受益証券はすべて、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象する、単一の関連受益者名義で保有されており、当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 発行

当初払込日(当該日を含む。)以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻(ルクセンブルグ時間13時)までに管理事務代行会社を受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日(当該営業日を含む。)から4営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管会社」という。)により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、(明示的に要求された場合)受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社を受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則(随時改訂される。)、テロリズム法(随時改訂される。)および犯罪収益法(随時改訂される。)ならびに管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日(当該日を含む。)以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部につき買戻し請求を行うことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻し請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻し請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻し価格は、買戻し請求が受諾された営業日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻し代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻し代金の支払は通常、適用される営業日(同日を含む)から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する営業日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は相当な損失リスクを伴う投機的かつ非流動的な有価証券であり、サブ・ファンドへの投資が全ての投資計画を示すものではなく、サブ・ファンドへの投資に係るリスクを完全に理解し、これを引き受ける能力を有する精通した者のみがかかる投資を行うにふさわしい。サブ・ファンドの債務証券への集中は一定のポートフォリオにとって適切でない場合がある。以下のリスクの概要におけるサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資およびポートフォリオに関わる両方のリスクについての言及である。以下の考察は、サブ・ファンドへの投資に係る全てのリスクを完全に列挙することを意図したものではなく、サブ・ファンドへの投資の前に慎重に検討されるべきものである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資を行なっている１または複数の市場価値が下落するリスクをいい、急激かつ予測不能な市場の下落の可能性も含まれる。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣の選択した有価証券が市場平均、関連指標または他のファンドが選択した同様の投資目標および投資戦略を有する有価証券を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

受益証券１口当たり純資産価格の算定は、日本円以外の通貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

各通貨クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券１口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券１口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「ＮＤＦ」という。）を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

ＮＤＦの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券１口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(C) 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション（注）が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その期間中の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

（Ｄ）信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低い、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券１口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

（Ｅ）流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

（Ｆ）カウンター・パーティーおよびブローカーのリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間で基本相殺契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用リスクにさらされる可能性を減らす努力をしている。基本相殺契約により、サブ・ファンドは、カウンター・パーティーの信用力が一定水準を下回った場合に当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引を終了する権利を与えられる。基本相殺契約は各当事者に対し、相手方当事者が債務不履行に陥りまたは契約が解除された場合に、当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引の精算を行ない、各取引における未払額を一方当事者から他方当事者に対する１つの債務に相殺する権利を与える。一般にサブ・ファンドがＯＴＣデリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクにより被る損失リスクの最大値は、カウンター・パーティーがサブ・ファンドに対し差し出した担保を超える、未実現評価益およびカウンター・パーティーの未払債務の合計額である。サブ・ファンドは、カウンター・パーティーのためにＯＴＣデリバティブにつき、未決済デリバティブ契約における各カウンター・パーティーの未実現評価益の金額以上の担保を最低移転規定に従い提供することを求められる場合があり、当該担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表において特定される。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、ＥＵおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資をする有価証券その他の金融商品は、米ドル建であるかまたは米ドルにより付けられていなければならない。そのため、外国為替レートの変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。一般に「通貨リスク」として知られるかかるリスクは、サブ・ファンドの機能通貨が強い場合には投資家へのリターンが減少する一方、弱い場合にはかかる利回りが増加する可能性があることを意味する。

(J) デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク - デリバティブ取引におけるカウンター・パーティー（取引の相手方当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、見積みヘッジを含む経済的ヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またはヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの向上を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(K) ハイ・イールド債

サブ・ファンドは、主にハイ・イールド債に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(L) ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

６．保証および補償

サブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（受託会社および投資顧問会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、現時点において、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

７．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂済）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会の会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2018年5月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は税務管轄によって異なり、消滅時効に基づき、2010年（運用開始日）から現在の会計年度までの期間のいずれかである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2010年（運用開始日）から2018年11月30日までである。

８．報酬および費用

(Ａ) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、最低報酬を年間45,000米ドルとして、毎年、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を報酬として受領する権利を有する。2018年11月30日までの6か月間に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2018年11月30日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｂ) 保管報酬

受託会社は保管会社との間で保管契約を締結しており、当該契約に基づき、保管会社は純資産の0.01から0.04%の範囲の保管報酬を受領する。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。加えて、保管会社は、専門手続に対する取引報酬を各取引につき10米ドルから50米ドルの範囲で受領する。2018年11月30日までの6か月間に保管会社が稼得した報酬および2018年11月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｃ) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2018年11月30日までの6か月間に受託会社が稼得した報酬および2018年11月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｄ) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、管理会社に対し投資に関する助言およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の0.38%を年間報酬として受領する。かかる報酬は、毎日発生し四半期毎に支払われる。2018年11月30日までの6か月間に投資顧問会社が稼得した報酬および2018年11月30日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｅ) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年11月30日までの6か月間に代行協会員が稼得した報酬および2018年11月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｆ) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年11月30日までの6か月間に日本における販売会社が稼得した報酬および2018年11月30日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｇ) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対し投資運用およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年11月30日までの6か月間に管理会社が稼得した報酬および2018年11月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬を含むが、これらに限定されない。

9．関連当事者との取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。25018年11月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間に未決済の外国為替予約取引はない。2018年11月30日までの6か月間において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの外国為替予約取引の実現純利益は59米ドルとなり、これは外国為替予約取引の実現利益または損失の一部として損益計算書に開示されている。

10．最近発表された会計基準

2016年1月5日、FASBは、ASU2016-01「金融商品 - 全般（サブ・トピック825 - 10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。当該更新は、金融商品の利用者に対し、判断を行う上でより有益な情報を提供するために金融商品の報告モデルを強化することを意図したものであり、金融商品の認識、測定、表示および開示の特定の側面につき取り組むものである。ASUはさらに金融資産の貸倒損失への対応にも取り組むものとなる。ASU2016-01は、2017年12月15日より後に開始する会計年度（かかる会計年度中の中間期間を含む。）に対し効力を生ずる。早期適用も認められる。

現時点においては、当該変更は財務諸表に影響を及ぼさないものと予想される。

11．後発事象

経営陣は、財務書類の公表可能日である2019年１月31日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2018年12月１日から2019年１月31日までの発行金額は、803,413米ドルであり、買戻金額は、3,049,205米ドルであった。同期間の配当金額は、1,901,695米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

（２）投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2018年11月30日現在（未監査）

投資先ファンドへの投資 - 95.3%	受益証券口数	純資産比率（％）	評価額（米ドル）
コクサイ・トラストのサブ・ファンドの１つであるＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラス	11,292,753,268	95.3%	96,044,867
投資先ファンドへの投資合計（個別原価 \$99,625,519）		95.3	96,044,867
負債を上回る現金およびその他の資産		4.7	4,735,551
純資産		100.0%	100,780,418

2018年11月30日現在、サブ・ファンドは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の31.29%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合のうち、サブ・ファンドの純資産の５%を超過しているものはなかった。

2018年11月30日現在、1,510,000米ドルの現金が外国為替予約取引に対する担保として差し入れられている。

2018年11月30日現在の豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価 益／（評価損） （米ドル）
AUD	シティバンクＮ．Ａ．	2,146,208	01/03/2019	USD	15,578,025	117,010	-	117,010

2018年11月30日現在の豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価 益／（評価損） （米ドル）
BRL	シティバンクＮ．Ａ．	13,028,529	01/03/2019	USD	3,370,495	-	(6,568)	(6,568)

2018年11月30日現在の豪ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価 益／（評価損） （米ドル）
CNY	シティバンクＮ．Ａ．	270,298	01/03/2019	USD	38,969	-	(43)	(43)

2018年11月30日現在の豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価 益／（評価損） （米ドル）
IDR	シティバンクＮ．Ａ．	911,613,136	01/03/2019	USD	62,794	670	-	670

2018年11月30日現在の米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価 益／（評価損） （米ドル）
BRL	シティバンクＮ．Ａ．	129,719,620	01/03/2019	USD	33,559,463	-	(66,247)	(66,247)

2018年11月30日現在の米ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価 益／（評価損） （米ドル）
CNY	シティバンクＮ．Ａ．	1,397,870	01/03/2019	USD	201,534	-	(224)	(224)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表（続き）

2018年11月30日現在（未監査）

2018年11月30日現在の米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価 益／（評価損） （米ドル）
IDR	シティバンクＮ．Ａ．	29,413,599,924	01/03/2019	USD	2,026,064	21,628	-	21,628

デリバティブ商品の価値

下表は、相殺取扱いの可能性を含めたサブ・ファンドのデリバティブ持ち高の要約である。デリバティブ商品の詳細については、財務書類に対する注記の注２デリバティブ商品および注５リスク要因のセクションを参照のこと。

	取引相手方	デリバティブ 資産の価値 （米ドル）	デリバティブ 負債の価値 （米ドル）	受領担保＊ （米ドル）	差入担保＊ （米ドル）	相殺額＊ ＊ （米ドル）
店頭デリバティブ						
外国為替予約取引	シティバンクＮ．Ａ．	139,308	(73,082)	-	-	66,226
相殺基本契約の適用を受け るデリバティブの合計額		139,308	(73,082)	-	-	66,226

* 実際に（受領する）／差し入れる担保は、上表において開示されている金額を上回る場合がある。

* ＊相殺額は債務不履行時に相手方当事者に対して生じる債権／（債務）を表す。相殺は同じ当事者による同じ法的契約の下で行なわれる取引間において認められる。

通貨略称	
AUD	豪ドル
BRL	ブラジル・レアル
CNY	中国元
IDR	インドネシア・ルピア
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額（2018年12月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約208億円）

発行済株式総数 5,051,655株

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2013年12月末日	37,117,968.52米ドル
2014年12月末日	37,117,968.52米ドル
2015年12月末日	37,117,968.52米ドル
2016年12月末日	37,117,968.52米ドル
2017年11月 9 日	187,117,965.90米ドル
2017年12月末日	187,117,965.90米ドル
2018年12月末日	187,117,965.90米ドル

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは() 管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履

行に関する故意の不履行、詐欺または(信託証書に定義される)重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2018年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。)	44	4,519,230,479.63米ドル

(3) その他

本半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年12月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.00円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産

	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	31.1、31.3	2,294,618,594	254,702,664	1,980,130,866	219,794,526
金融機関に対するローンおよび貸付金	3、15、31.1、31.3	4,079,919,230	452,871,035	3,018,465,826	335,049,707
a) 要求払い		3,137,919,230	348,309,035	1,963,465,826	217,944,707
b) その他のローンおよび貸付金		942,000,000	104,562,000	1,055,000,000	117,105,000
顧客に対するローンおよび貸付金	31.1、31.3	265,472	29,467	147,465	16,369
株式およびその他の変動利回り有価証券	4、15、31.1、31.3	14,984	1,663	13,162	1,461
関連会社株式	4、5、15	0	0	8,036,038	892,000
有形資産	5	4,125,181	457,895	4,627,120	513,610
その他の資産		180	20	158	18
前払金および未収収益	6、15	24,028,149	2,667,125	26,098,088	2,896,888
資産合計	7	6,402,971,790	710,729,869	5,037,518,723	559,164,578

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)
2017年12月31日現在
(単位:米ドル)

		負債			
	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する負債	15、31.1	2,103,521,459	233,490,882	1,535,758,747	170,469,221
a) 要求払い		2,103,521,459	233,490,882	1,535,758,747	170,469,221
顧客に対する負債	8、15、31.1	3,913,497,702	434,398,245	3,299,365,691	366,229,592
a) 要求払い		3,913,497,702	434,398,245	3,289,365,691	365,119,592
b) 約定満期日あり		0	0	10,000,000	1,110,000
その他の負債	9	1,867,543	207,297	1,779,768	197,554
未払金および繰延利益	10、15	18,519,456	2,055,660	17,462,016	1,938,284
引当金		20,211,255	2,243,449	13,349,845	1,481,833
a) 納税引当金	11	18,691,834	2,074,794	12,136,433	1,347,144
b) その他の引当金	12	1,519,421	168,656	1,213,412	134,689
発行済み資本	13	187,117,966	20,770,094	37,117,969	4,120,095
準備金	14	124,372,931	13,805,395	110,530,593	12,268,896
繰越損益	14	4,686	520	1,346	149
当期利益		33,858,792	3,758,326	22,152,748	2,458,955
負債合計	16	6,402,971,790	710,729,869	5,037,518,723	559,164,578

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17、31.1	578,509	64,214	545,385	60,538
<u>内訳:</u>					
保証金および担保証券として 差し入れられた資産		578,509	64,214	545,385	60,538
信託運用	20	81,804,130,253	9,080,258,458	64,575,929,958	7,167,928,225

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		54,056,442	6,000,265	29,666,848	3,293,020
内訳：					
- 預金に係るマイナス金利		2,221,669	246,605	1,866,700	207,204
- 外貨スワップからの利差益		27,650,438	3,069,199	15,403,567	1,709,796
未払利息および類似費用		(16,495,414)	(1,830,991)	(7,692,118)	(853,825)
内訳：					
- ローンおよび貸付金に係るマイナス金利		(9,439,648)	(1,047,801)	(5,812,307)	(645,166)
- 外貨スワップからの利差損		(254,716)	(28,273)	(116,191)	(12,897)
有価証券からの収益		750,200	83,272	1,540,691	171,017
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		750,200	83,272	1,540,691	171,017
未収手数料	21	106,256,230	11,794,442	102,098,058	11,332,884
未払手数料		(52,040,385)	(5,776,483)	(49,567,473)	(5,501,990)
金融業務の純利益		6,388,924	709,171	3,841,996	426,462
その他の事業収益	22	2,484,563	275,786	776,916	86,238
一般管理費用		(51,064,124)	(5,668,118)	(49,304,431)	(5,472,792)
a) スタッフ費用	24、25	(20,806,005)	(2,309,467)	(18,758,113)	(2,082,151)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(16,838,247)	(1,869,045)	(15,510,238)	(1,721,636)
- 社会保障費		(2,420,642)	(268,691)	(2,190,449)	(243,140)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,541,426)	(171,098)	(1,388,637)	(154,139)
b) その他の一般管理費用	26、30	(30,258,119)	(3,358,651)	(30,546,318)	(3,390,641)
有形および無形資産に関する価値調整		(2,589,398)	(287,423)	(2,121,992)	(235,541)
その他の事業費用	23	(507,993)	(56,387)	(449,139)	(49,854)
偶発債務および契約債務のための引当金	12	0	0	2,237,832	248,399
経常収益にかかる税金	11、27.1	(11,831,429)	(1,313,289)	(8,162,892)	(906,081)
税引後経常収益		35,407,616	3,930,245	22,864,296	2,537,937
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(1,548,824)	(171,919)	(711,548)	(78,982)
当期利益		33,858,792	3,758,326	22,152,748	2,458,955

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2017年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株主資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MIBLの主たる株主2社は、株主資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

2016年5月1日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)に変更した。

2017年5月31日に、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および独立取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、三菱UFJフィナンシャル・グループのグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る未実現損益については、期末においてこれを中立化する。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。先渡取引に係る未実現損失に対する引当金は、2017年は計上されていない(2016年: 45,798米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2017年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2016年: 0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器: 4年

ソフトウェア: 4年および5年

その他の無形資産: 5年

その他の有形資産: 10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

本資産項目は、当期中に発生したが次年度以降に関係する費用が含まれる。

2.12. 未払金および繰延利益

本負債項目は、当期中に受領したが次年度以降に関係する費用が含まれる。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義されている損失または債務であって、かつ貸借対照表日付時点で発生する可能性が高いかもしくは発生することが確実だが、金額または発生日が不確定なものを対象とすることが企図されている。

2.14. 収益の認識

当行の主要な収益源は、利息および手数料収益から成る。当行は、顧客に対して提供する多様な業務から報酬および手数料収益を稼得する。

収益は通常、関連する業務の履行時または当該業務が提供された期間を通じて認識される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
3 か月以下	135,000,000	477,000,000
3 か月超 1 年未満	807,000,000	578,000,000
	<u>942,000,000</u>	<u>1,055,000,000</u>

注 4 譲渡可能有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、14,984米ドル（2016年：13,162米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2017年12月31日現在、当行は、「関連会社株式」において計上されるべき持分を有していない。

注 5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	8,036,038	0	(8,554,715)	518,677	0	0	0
2. 有形資産	17,154,653	1,446,747	(190,665)	2,375,385	20,786,120	16,660,939	4,125,181
a) ハードウェア	1,179,119	14,349	(20,605)	163,271	1,336,134	1,185,140	150,994
b) ソフトウェア	13,748,336	1,412,852	(102,933)	1,903,716	16,961,971	13,819,058	3,142,913
c) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,227,198	19,546	(67,127)	308,398	2,488,015	1,656,741	831,274
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
I R S（米国の税務当局）への前払金	1,258,254	2,285,714
未収利息	4,666,886	4,629,590
管理会社手数料	283,041	357,395
信託業務手数料	1,969,915	1,659,378
全体保管手数料	8,936,086	9,508,271
投資ファンド手数料	3,813,147	3,256,497
前払一般経費	644,074	341,661
前払法人税	134,936	119,089
未回収付加価値税（V A T）	690,238	2,536,828
その他の未収収益	566,677	695,606
その他の手数料	671,075	387,492
その他の前払金	393,820	320,567
	<u>24,028,149</u>	<u>26,098,088</u>

注 7 外貨建て資産

2017年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、4,008,887,622米ドル（2016年：3,681,116,769米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2017年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2016年：10,000,000米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
優先債務	841,978	732,625
諸債務	<u>1,025,565</u>	<u>1,047,143</u>
	<u>1,867,543</u>	<u>1,779,768</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
未払手数料	6,607,907	6,454,913
未払一般経費	5,653,314	3,551,199
未払利息	885,708	113,912
保管報酬に関連する繰延利益	524,416	721,710
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化（注2.2）	4,680,727	4,955,817
2012年 - 2014年に税務当局から受領したV A T還付金	0	1,556,606
その他の未払費用	142,861	51,140
その他の仮受金	24,523	56,719
	<u>18,519,456</u>	<u>17,462,016</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2017年12月31日現在、繰延税金負債はなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
報酬引当金	1,519,421	1,167,614
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3）	0	45,798
	<u>1,519,421</u>	<u>1,213,412</u>

注13 発行済資本

当行は、2017年11月9日付で、株主資本につき149,999,997.38米ドルの増資を行った。

2017年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,965.90米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2017年1月1日現在の残高	3,711,797	106,818,796	1,346
2016年12月31日終了年度の利益	-	-	22,152,748
利益の処分			
- 株主への配当金支払	-	-	(33,057)
- 2017年純資産税準備金への振替	-	4,276,351	(4,276,351)
- 2011年純資産税準備金からの振替	-	(3,100,000)	3,100,000
- 自由準備金への割当て	-	20,940,000	(20,940,000)
- 株主への現物による分配	-	(8,274,013)	0
2017年12月31日現在の残高	3,711,797	120,661,134	4,686

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株主資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの税法に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局が発行した通達(Circular L. Fort. N° 47bis)は、納税者が単一の純資産税準備金を設定し、2014年および2015年の両年について純資産税減税のメリットを完全に享受できるようにする専門規定を定めている。(過渡的措置として)この準備金は、2014年および2015年について利用可能な最大減税額の5倍に相当しなければならない。総額17,049,049米ドル(2016年:15,872,698米ドル)の純資産税特別準備金が、当行のその他の準備金に含まれている。

2017年3月24日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、4,276,351米ドルを2017年の純資産税特別準備金に割り当て、2011年に構成した利用可能な純資産税特別準備金3,100,000米ドル(2,388,015ユーロ)を戻し入れた。

2017年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

年度	2017年 純資産税準備金 米ドル	2017年 純資産税準備金 ユーロ
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年 - 2015年	3,019,136	2,495,050
2016年	3,348,440	3,082,425
2017年	4,276,351	4,049,050
2017年12月31日現在の残高	17,049,049	14,383,130

2017年5月30日、取締役会は、当行のクラスA株式の保有者のために当行が保有するMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.の全株式を譲渡することにより、現物による中間配当金を支払うことを決定した。中間配当金の分配は、2017年6月1日に行われ、その金額は8,274,013米ドル(7,375,000ユーロに相当)であった。

注15 関連会社残高

2017年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,789,891,462	2,603,563,578
関連会社株式	0	8,036,038
前払金および未収収益	10,791,736	11,780,647
	<u>3,800,683,198</u>	<u>2,623,380,263</u>

負債

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
金融機関に対する未払金	2,098,463,451	1,532,309,759
顧客に対する未払金	659,726,748	94,447,464
未払金および繰延利益	4,972,871	4,161,707
	<u>2,763,163,070</u>	<u>1,630,918,930</u>

当行は、2017年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付規則（ＥＵ）575／2013（パート ）に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2017年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、3,822,601,922米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2017年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,789,888,999
前払金および未収収益	4,751,803
外国為替取引（市場リスク手法）	27,961,120
	<u>3,822,601,922</u>

注16 外貨建て負債

2017年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、2,973,768,077米ドル（2016年：3,687,241,556米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
発行済念書	578,509	545,385

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	521,191	1,351,407

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2017年12月31日および2016年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 未収手数料

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
投資信託に係る報酬	19,403,089	17,042,693
機関顧客からのグローバルカस्टディに係る報酬	74,948,090	75,850,929
信託取引に係る報酬	10,347,746	8,068,217
管理会社に対する業務に係る報酬	1,003,474	905,203
その他の報酬および手数料	553,831	231,016
	106,256,230	102,098,058

未収手数料は、以下により構成される。

投資信託に係る報酬は、保管業務、集中管理、預金およびその他の業務について投資信託に課される報酬および手数料からなる。かかる報酬は、管理を行っているファンドの純資産価額に基づき計算される。

機関顧客からのグローバルカストディに係る報酬は、証券取引管理、決済、法人業務、利益回収および代理投票等のグローバルカストディ業務について、機関顧客に対して課される報酬および手数料からなる。かかる報酬は、保管を行っている資産および取引数に基づき計算される。

信託取引に係る報酬は、保管取引、現金運用およびフィデュシアリー・ノートの発行を含む信託資産により得られる報酬および手数料からなる。かかる報酬は、運用を行っている資産および取引数に基づき計算される。

管理会社に対する業務に係る報酬には、業務レベル契約に基づく職務関連出費およびサポート業務報酬等の報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行業務報酬およびファンド注文デスク業務報酬等の様々な報酬が含まれる。

注22 その他の事業収益

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
過年度の手数料の調整	226,068	437,964
過年度の一般経費調整からの利益	568,181	161,260
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 (サービス品質保証契約)	67,500	66,722
過年度(2012年から2014年まで)の付加価値税の払戻し	1,441,990	0
その他	180,824	110,970
	<u>2,484,563</u>	<u>776,916</u>

注23 その他の事業費用

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	346,695	122,929
過年度の手数料	137,159	293,332
過年度の利息	13,741	15,350
その他事業損失	10,398	17,528
	<u>507,993</u>	<u>449,139</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2017年 人数	2016年 人数
上級管理職	30	29
中間管理職	66	71
従業員	74	76
	<u>170</u>	<u>176</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
上級管理職報酬	5,832,575	5,151,542
上級管理職報酬のうち、変動報酬	871,739	791,860
上級管理職報酬のうち、固定報酬	4,960,836	4,359,682

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2017年12月31日および2016年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
データ費用	1,165,998	1,223,338
維持費	1,041,720	933,559
会員費	1,442,936	800,032
専門家報酬	4,376,343	4,308,794
賃借および関連費用	1,109,879	1,067,196
業務契約	5,192,885	5,057,176
業務費用	3,412,539	3,985,016
システム費用	11,204,978	12,041,688
通信費用	384,358	361,065
旅費、交通費、出張費	226,957	135,383
その他の費用	699,526	633,071
	30,258,119	30,546,318

2016年12月29日現在、当行は、2012年から2015年までに前払費用として扱われた専門家報酬およびシステム費用の残高を費用として計上している（専門家報酬：701,908米ドル、システム費用：672,840米ドル）。

会員費の増加は、2017年に単一破綻処理基金に支払われた費用の増加に起因している。

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
法人税	8,893,072	6,270,710
地方事業税	2,938,357	1,892,182
	11,831,429	8,162,892

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
純資産税	0	33
付加価値税（ＶＡＴ）	1,483,823	661,473
その他の税金	65,001	50,042
	<u>1,548,824</u>	<u>711,548</u>

注28 親会社

2017年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登記上の事務所を東京都に持つ持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が、100%を出資する子会社である。

当行の年次決算は、三菱ＵＦＪ信託銀行（登録金融機関番号が関東財務局長（登金）第33号であり、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登記上の住所を有する）の連結決算に含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および投資会社の再建・破綻に関する枠組みを定める指令（2014/59/EU）ならびに預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関連する指令（2014/49/EU）をルクセンブルグ法に法制化する、金融機関および一定の投資会社の破綻、組織変更および解散に関連し、預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関する法律（以下「本法」という。）が2015年12月18日付で可決された。

預金保証制度である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）および投資家補償制度である「ルクセンブルグ投資家補償システム」（以下「SIIIL」という。）は、各預金者の100,000ユーロまでの適格な預金および20,000ユーロまでの投資を対象とする。また、本法は、特定の取引から生じた預金もしくは特定の社会的・その他目的を充足する預金については、100,000ユーロを超える部分について、12か月間は対象となると規定している。

金融機関は毎年、ルクセンブルグの銀行破綻基金である「ルクセンブルグ破綻基金」（以下「FRL」という。）およびFDGLのそれぞれに資金を拠出している。

FRLの拠出金は、本法第107条第1項に定義される通り、2024年末までには、欧州連合全加盟国の認可金融機関全ての対象預金の少なくとも1%に到達する。この拠出金額は、2015年から2024年までの間に徴収される予定である。

FDGLの拠出金の目標レベルは、本法第179条第1項に定義される通り、関連金融機関の対象預金の0.8%に設定されており、年間拠出金によって2018年末までに到達予定である。かかる金額は、2016年から2018年の間に徴収される予定である。0.8%のレベルが達成された場合、ルクセンブルグの金融機関は、本法第180条第1項に定義される通り、対象預金の0.8%の追加セーフティ・バッファを構成するために、追加で8年間拠出を継続する。

2017年12月31日終了年度において、当行の年間拠出金は970,420ユーロ（1,075,566米ドル）であった。

注30 監査費用

当期において、当行は監査法人およびそのネットワーク全体により、以下の報酬を課された（付加価値税を除く。）。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
監査報酬	265,049	258,355
監査関連報酬	157,633	109,445
税金費用	41,309	39,625
その他の費用	26,272	6,692
	<u>490,263</u>	<u>414,117</u>

当期において監査法人のネットワーク全体が提供した、監査以外の業務には、以下のものが含まれる。

- 2017年1月1日から2017年12月31日までの期間を対象としたＩＳＡＥ 3402 / ＳＯＣ 1 タイプ 報告書
- 納税申告書の作成
- 付加価値税申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2017年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	0	0	0	0	0
B C L 残高	2,294,618,594	0	0	0	2,294,618,594
金融機関に対するローン および貸付金	3,272,919,230	807,000,000			4,079,919,230
顧客に対するローンおよび 貸付金	265,472	0	0	0	265,472
株式およびその他の 変動利回り有価証券	0	0	0	14,984	14,984
合計	5,567,803,296	807,000,000	0	14,984	6,374,818,280
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	2,103,521,459	0	0	0	2,103,521,459
顧客に対する負債	3,913,497,702	0	0	0	3,913,497,702
偶発債務として開示されて いるオフ・バランス・シート 項目					
担保として差し入れられた 保証金および資産	578,509	0	0	0	578,509
合計	6,017,597,670	0	0	0	6,017,597,670

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,569	0	0	0	1,569
B C L 残高	1,980,129,297	0	0	0	1,980,129,297
金融機関に対するローン および貸付金	2,440,465,826	578,000,000	0	0	3,018,465,826
顧客に対するローンおよび 貸付金	147,465	0	0	0	147,465
株式およびその他の 変動利回り有価証券	0	0	0	13,162	13,162
合計	4,420,744,157	578,000,000	0	13,162	4,998,757,319
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,535,758,747	0	0	0	1,535,758,747
顧客に対する負債	3,299,365,691	0	0	0	3,299,365,691
偶発債務として開示されて いるオフ・バランス・シート 項目					
担保として差し入れられた 保証金および資産	545,385	0	0	0	545,385
合計	4,835,669,823	0	0	0	4,835,669,823

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2017年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,257,117,915	0	0	0	3,257,117,915	24,750,086
スワップ	812,986,742	0	0	0	812,986,742	2,151,255
合計	4,070,104,657	0	0	0	4,070,104,657	26,901,341
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,057,118,085	0	0	0	3,057,118,085	22,397,245
スワップ	2,201,155,324	0	0	0	2,201,155,324	8,610,571
合計	5,258,273,409	0	0	0	5,258,273,409	31,007,816

上記の金額には、取引日が2017年12月31日以前で、評価日が2017年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,513,328,420	14,474,319	0	0	1,527,802,739	15,342,558
スワップ	651,787,947	2,811,669	0	0	654,599,616	2,236,629
合計	2,165,116,367	17,285,988	0	0	2,182,402,355	17,579,187
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,395,026,531	14,882,836	0	0	1,409,909,367	14,796,033
スワップ	1,683,232,675	4,276,834	0	0	1,687,509,509	5,640,893
合計	3,078,259,206	19,159,670	0	0	3,097,418,876	20,436,926

上記の金額には、取引日が2016年12月31日以前で、評価日が2016年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2017年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2017年 簿価 米ドル	2016年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	2,294,618,594	1,980,130,866
ＥＵ加盟国	2,294,618,594	1,980,130,866
金融機関に対するローンおよび貸付金	4,079,919,230	3,018,465,826
ＥＵ加盟国	470,317,266	413,806,919
北および中央アメリカ	1,493,150,265	757,029,131
アジア	2,104,162,750	1,828,577,178
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	9,871,366	9,261,471
オーストラリアおよびニュージーランド	2,417,583	9,791,127
顧客に対するローンおよび貸付金	265,472	147,465
ＥＵ加盟国	4,473	125,983
北および中央アメリカ	39,775	21,482
アジア	221,074	0
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	150	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	14,984	13,162
北および中央アメリカ	12,008	10,547
ＥＵ加盟国	2,976	2,615
合計	6,374,818,280	4,998,757,319

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2017年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2017年 未払想定元本 米ドル	2017年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	1,151,209,346	8,548,868
アメリカ	2,105,636,836	16,199,995
アジア	271,733	1,223
スワップ		
E U加盟国	812,986,742	2,151,255
合計	4,070,104,657	26,901,341

2016年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 未払想定元本 米ドル	2016年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	1,299,763,106	12,134,109
アメリカ	228,039,632	3,208,449
スワップ		
E U加盟国	654,599,617	2,236,629
合計	2,182,402,355	17,579,187

[次へ](#)

mitsubishi ufj investor services & banking (luxembourg) s.a.

balance sheet and off balance sheet items

December 31, 2017

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2017

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2017	2016
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	2.294.618.594	1.980.130.866
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	4.079.919.230	3.018.465.826
a) repayable on demand		3.137.919.230	1.963.465.826
b) other loans and advances		942.000.000	1.055.000.000
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	265.472	147.465
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 31.1., 31.3.	14.984	13.162
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	0	8.036.038
Tangible assets	5	4.125.181	4.627.120
Other assets		180	158
Prepayments and accrued income	6, 15	24.028.149	26.098.088
TOTAL ASSETS	7	<u>6.402.971.790</u>	<u>5.037.518.723</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2017

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2017	2016
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	2.103.521.459	1.535.758.747
a) repayable on demand		2.103.521.459	1.535.758.747
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	3.913.497.702	3.299.365.691
a) repayable on demand		3.913.497.702	3.289.365.691
b) with agreed maturity dates		0	10.000.000
Other liabilities	9	1.867.543	1.779.768
Accruals and deferred income	10, 15	18.519.456	17.462.016
Provisions		20.211.255	13.349.845
a) provisions for taxation	11	18.691.834	12.136.433
b) other provisions	12	1.519.421	1.213.412
Subscribed capital	13	187.117.966	37.117.969
Reserves	14	124.372.931	110.530.593
Result brought forward	14	4.686	1.346
Profit for the financial year		<u>33.858.792</u>	<u>22.152.748</u>
TOTAL LIABILITIES	16	<u><u>6.402.971.790</u></u>	<u><u>5.037.518.723</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2017

(in USD)

	Notes	2017	2016
Contingent liabilities	17, 31.1.	578.509	545.385
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		578.509	545.385
Fiduciary operations	20	81.804.130.253	64.575.929.958

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2017

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2017

(in USD)

	Notes	2017	2016
Interest receivable and similar income		54.056.442	29.666.848
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		2.221.669	1.866.700
- Interest Gain from foreign currency swap		27.650.438	15.403.567
Interest payable and similar charges		(16.495.414)	(7.692.118)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(9.439.648)	(5.812.307)
- Interest Loss from foreign currency swap		(254.716)	(116.191)
Income from securities		750.200	1.540.691
Income from shares and other variable yield securities		750.200	1.540.691
Commission receivable	21	106.256.230	102.098.058
Commission payable		(52.040.385)	(49.567.473)
Net profit on financial operations		6.388.924	3.841.996
Other operating income	22	2.484.563	776.916
General administrative expenses		(51.064.124)	(49.304.431)
a) staff costs	24, 25	(20.806.005)	(18.758.113)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(16.838.247)	(15.510.238)
- social security costs		(2.420.642)	(2.190.449)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.541.426)	(1.388.637)
b) other administrative expenses	26, 30	(30.258.119)	(30.546.318)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(2.589.398)	(2.121.992)
Other operating charges	23	(507.993)	(449.139)

	Notes	2017	2016
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	0	2.237.832
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(11.831.429)</u>	<u>(8.162.892)</u>
Profit on ordinary activities after tax		35.407.616	22.864.296
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	<u>(1.548.824)</u>	<u>(711.548)</u>
Profit for the financial year		<u><u>33.858.792</u></u>	<u><u>22.152.748</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

mitsubishi ufj investor services & banking (luxembourg) s.a.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MIBL hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2017 (2016: USD 45.798).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2017 (2016: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.14. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2017 USD	2016 USD
Not more than three months	135.000.000	477.000.000
More than three months but less than one year	807.000.000	578.000.000
	<u>942.000.000</u>	<u>1.055.000.000</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 14.984 (2016: 13.162).

Summary of shares in affiliated undertakings

As of December 31, 2017, the Bank no longer holds any participation recorded under "shares in affiliated undertakings".

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	8.036.038	0	(8.554.715)	518.677	0	0	0
2. Tangible assets	17.154.653	1.446.747	(190.665)	2.375.385	20.786.120	16.660.939	4.125.181
a) Hardware	1.179.119	14.349	(20.605)	163.271	1.336.134	1.185.140	150.994
b) Software	13.748.336	1.412.852	(102.933)	1.903.716	16.961.971	13.819.058	3.142.913
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.227.198	19.546	(67.127)	308.398	2.488.015	1.656.741	831.274
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Advance paid to IRS, US Tax authorities	1.258.254	2.285.714
Accrued interest income	4.666.886	4.629.590
Commission from the Management Company	283.041	357.395
Commission on fiduciary operations	1.969.915	1.659.378
Commission on global custody	8.936.086	9.508.271
Commission on investment funds	3.813.147	3.256.497
Prepaid general expenses	644.074	341.661
Prepaid income taxes	134.936	119.089
VAT recoverable	690.238	2.536.828
Other accrued income	566.677	695.606
Other Commissions	671.075	387.492
Other prepayments	393.820	320.567
	<u>24.028.149</u>	<u>26.098.088</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2017, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 4.008.887.622 (2016: USD 3.681.116.769).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2017, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2016: USD 10.000.000).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Preferential creditors	841.978	732.625
Sundry creditors	1.025.565	1.047.143
	<u>1.867.543</u>	<u>1.779.768</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Accrued commission	6.607.907	6.454.913
Accrued general expenses	5.653.314	3.551.199
Accrued interest expenses	885.708	113.912
Deferred income related to custody fees	524.416	721.710
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	4.680.727	4.955.817
VAT received from Tax authorities 2012-2014	0	1.556.606
Other accrued expenses	142.861	51.140
Other suspense receipt	24.523	56.719
	<u>18.519.456</u>	<u>17.462.016</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2017, there are no deferred tax liabilities.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2017 USD	2016 USD
Provision for remuneration	1.519.421	1.167.614
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	0	45.798
	<u>1.519.421</u>	<u>1.213.412</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of November 9, 2017, the Bank increased the share capital by an amount of USD 149.999.997,38.

As of December 31, 2017, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187.117.965,90 for 5.002.575 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2017	3.711.797	106.818.796	1.346
Profit for the year ended December 31, 2016	-	-	22.152.748
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	-	-	(33.057)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2017	-	4.276.351	(4.276.351)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2011	-	(3.100.000)	3.100.000
- Allocation to Free reserve	-	20.940.000	(20.940.000)
- Distribution in Kind to Shareholders	-	(8.274.013)	0
Balance at December 31, 2017	<u>3.711.797</u>	<u>120.661.134</u>	<u>4.686</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular I. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on November 19, 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 17.049.049 (2016: USD 15.872.698).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As resolved in the Annual General Meeting dated March 24, 2017, the Bank has allocated an amount of USD 4.276.351 to special reserve for Net Worth Tax 2017 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2011 which amounted to USD 3.100.000 (EUR 2.388.015).

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2017.

Years	2017 Reserve for Net Worth Tax USD	2017 Reserve for Net Worth Tax EUR
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014 - 2015	3.019.136	2.495.050
2016	3.348.440	3.082.425
2017	4.276.351	4.049.050
Balance at December 31, 2017	<u>17.049.049</u>	<u>14.383.130</u>

On May 30, 2017, the Board of Directors has decided the payment in kind of an interim dividend through the transfer of all the shares of MUFG Lux Management Company S.A held by the Bank in favour of the holder of class A shares of the Bank. The distribution of the interim Dividend was done on June 1, 2017 for an amount of USD 8.274.013 (equivalent of EUR 7.375.000)

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2017, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2017 USD	2016 USD
Loans and advances to credit institutions	3.789.891.462	2.603.563.578
Shares in affiliated undertakings	0	8.036.038
Prepayments and accrued income	10.791.736	11.780.647
	<u>3.800.683.198</u>	<u>2.623.380.263</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

LIABILITIES

	2017	2016
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	2.098.463.451	1.532.309.759
Amounts owed to customers	659.726.748	94.447.464
Accruals and deferred income	4.972.871	4.161.707
	<u>2.763.163.070</u>	<u>1.630.918.930</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2017 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2017, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 3.822.601.922 and can be analysed as follows:

	2017
	USD
Loans and advances to credit institutions	3.789.888.999
Prepayments and accrued income	4.751.803
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	27.961.120
	<u>3.822.601.922</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2017, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 2.973.768.077 (2016: USD 3.687.241.556).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>578.509</u>	<u>545.385</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>521.191</u>	<u>1.351.407</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2017 and 2016:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2017	2016
	USD	USD
Fees on Investment Funds	19.403.089	17.042.693
Fees on Global custody from Institutional customers	74.948.090	75.850.929
Fees on Fiduciary transactions	10.347.746	8.068.217
Fees on Services to Management Company	1.003.474	905.203
Other fees and commissions	553.831	231.016
	<u>106.256.230</u>	<u>102.098.058</u>

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2017	2016
	USD	USD
Adjustment for commission previous years	226.068	437.964
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	568.181	161.260
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	67.500	66.722
VAT refund for previous year (2012-2014)	1.441.990	0
Other	180.824	110.970
	<u>2.484.563</u>	<u>776.916</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2017	2016
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	346.695	122.929
Commission previous years	137.159	293.332
Interest on previous years	13.741	15.350
Others operating losses	10.398	17.528
	<u>507.993</u>	<u>449.139</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2017 Number	2016 Number
Senior management	30	29
Middle management	66	71
Employees	74	76
	<u>170</u>	<u>176</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2017 USD	2016 USD
Senior management	<u>5.832.575</u>	<u>5.151.542</u>
Of which variable remuneration	871.739	791.860
Of which fix remuneration	4.960.836	4.359.682

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2017 and 2016, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2017	2016
	USD	USD
Data charges	1.165.998	1.223.338
Maintenance	1.041.720	933.559
Membership fees	1.442.936	800.032
Professional fees	4.376.343	4.308.794
Rent and related expenses	1.109.879	1.067.196
Service contracts	5.192.885	5.057.176
Service fee	3.412.539	3.985.016
System cost	11.204.978	12.041.688
Telecommunication expenses	384.358	361.065
Travelling, moving, business trips	226.957	135.383
Other expenses	699.526	633.071
	<u>30.258.119</u>	<u>30.546.318</u>

As of December 29, 2016 the Bank has booked as expenses the remaining balance of Professional fees and System costs treated as prepaid expenses for the year 2012 to year 2015 (Professional fees : USD 701.908, System cost : USD 672.840).

The increase of the costs for Memberships is due to the increase of the fees paid to Single Resolution Funds during the year 2017.

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2017	2016
	USD	USD
Corporate Income Tax	8.893.072	6.270.710
Municipal Business Tax	2.938.357	1.892.182
	<u>11.831.429</u>	<u>8.162.892</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2017	2016
	USD	USD
Net worth tax	0	33
VAT	1.483.823	661.473
Other taxes	65.001	50.042
	<u>1.548.824</u>	<u>711.548</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2017, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

The deposit guarantee scheme (“Fonds de garantie des dépôts Luxembourg” (FDGL)) and the investor compensation system (“Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg” (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund (“Fonds de resolution Luxembourg” (FRL)), respectively to the FDGL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2017, the Bank's annual contribution amounted to EUR 970.420 (USD 1.075.566).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

During the financial year, the Bank has been charged by the Audit firm and its entire network with the following fees (excluding VAT):

	2017	2016
	USD	USD
Audit fees	265.049	258.355
Audit-Related fees	157.633	109.445
Tax fees	41.309	39.625
Other fees	26.272	6.692
	<u>490.263</u>	<u>414.117</u>

The Non Audit Services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following services:

- a. ISAE 3402 /SOC 1 Type II Report for the period from January 1, 2017 to December 31, 2017;
- b. Preparation of tax returns;
- c. Preparation of VAT returns.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	> 3 months ^{2 2} _{6 4} 1 year	> 1 year ^{2 2} _{6 4} 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	0	0	0	0	0
Balances with the BCL	2.294.618.594	0	0	0	2.294.618.594
Loans and advances to credit institutions	3.272.919.230	807.000.000			4.079.919.230
Loans and advances to customers	265.472	0	0	0	265.472
Shares and other variable yield securities	0	0	0	14.984	14.984
Total	<u>5.567.803.296</u>	<u>807.000.000</u>	<u>0</u>	<u>14.984</u>	<u>6.374.818.280</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions					
Amounts owed to customers	2.103.521.459	0	0	0	2.103.521.459
	3.913.497.702	0	0	0	3.913.497.702
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	578.509	0	0	0	578.509
Total	<u>6.017.597.670</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6.017.597.670</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As at December 31, 2016, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.569	0	0	0	1.569
Balances with the BCL	1.980.129.297	0	0	0	1.980.129.297
Loans and advances to credit institutions	2.440.465.826	578.000.000	0	0	3.018.465.826
Loans and advances to customers	147.465	0	0	0	147.465
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.162	13.162
Total	<u>4.420.744.157</u>	<u>578.000.000</u>	<u>0</u>	<u>13.162</u>	<u>4.998.757.319</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.535.758.747	0	0	0	1.535.758.747
Amounts owed to customers	3.299.365.691	0	0	0	3.299.365.691
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	<u>545.385</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>545.385</u>
Total	<u>4.835.669.823</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.835.669.823</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

31.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	3.257.117.915	0	0	0	3.257.117.915	24.750.086
Swaps	812.986.742	0	0	0	812.986.742	2.151.255
Total	<u>4.070.104.657</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.070.104.657</u>	<u>26.901.341</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	3.057.118.085	0	0	0	3.057.118.085	22.397.245
Swaps	2.201.155.324	0	0	0	2.201.155.324	8.610.571
Total	<u>5.258.273.409</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>5.258.273.409</u>	<u>31.007.816</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2017 and a value date after December 31, 2017.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As at December 31, 2016, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.513.328.420	14.474.319	0	0	1.527.802.739	15.342.558
Swaps	<u>651.787.947</u>	<u>2.811.669</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>654.599.616</u>	<u>2.236.629</u>
Total	<u><u>2.165.116.367</u></u>	<u><u>17.285.988</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>2.182.402.355</u></u>	<u><u>17.579.187</u></u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.395.026.531	14.882.836	0	0	1.409.909.367	14.796.033
Swaps	<u>1.683.232.675</u>	<u>4.276.834</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.687.509.509</u>	<u>5.640.893</u>
Total	<u><u>3.078.259.206</u></u>	<u><u>19.159.670</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>3.097.418.876</u></u>	<u><u>20.436.926</u></u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2016 and a value date after December 31, 2016.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2017 Carrying amount in USD	2016 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	2.294.618.594	1.980.130.866
EU member countries	2.294.618.594	1.980.130.866
Loans and advances to credit institutions	4.079.919.230	3.018.465.826
EU member countries	470.317.266	413.806.919
North & Central America	1.493.150.265	757.029.131
Asia	2.104.162.750	1.828.577.178
Europe, non-EU member countries	9.871.366	9.261.471
Australia and New Zealand	2.417.583	9.791.127
Loans and advances to customers	265.472	147.465
EU member countries	4.473	125.983
North & Central America	39.775	21.482
Asia	221.074	0
Europe, non-EU member countries	150	0
Shares and other variable yield securities	14.984	13.162
North & Central America	12.008	10.547
EU member countries	2.976	2.615
Total	<u>6.374.818.280</u>	<u>4.998.757.319</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2017 Notional/ payable amount in USD	2017 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.151.209.346	8.548.868
America	2.105.636.836	16.199.995
Asia	271.733	1.223
Swaps		
EU member countries	812.986.742	2.151.255
Total	4.070.104.657	26.901.341

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2016 Notional/ payable amount in USD	2016 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.299.763.106	12.134.109
America	228.039.632	3.208.449
Swaps		
EU member countries	<u>654.599.617</u>	<u>2.236.629</u>
Total	<u><u>2.182.402.355</u></u>	<u><u>17.579.187</u></u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年12月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.00円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2018年6月30日現在

(単位 : 米ドル)

資産

米ドル

千円

	米ドル	千円
現金および中央銀行における現金残高ならびにその他の当座預金	4,279,499,530	475,024,448
手元現金		
中央銀行の現金残高	2,379,029,912	264,072,320
その他の当座預金	1,900,469,617	210,952,127
売買目的で保有される金融資産	22,937,469	2,546,059
デリバティブ	22,937,469	2,546,059
持分証券		
債務証券		
ローンおよび貸付金		
純損益を通じて公正価値で測定することが義務づけられる 非トレーディング金融資産	0	0
持分証券		
債務証券		
ローンおよび貸付金		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0
債務証券		
ローンおよび貸付金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	14,570	1,617
持分証券	14,570	1,617
債務証券		
ローンおよび貸付金		
償却原価で測定される金融資産	2,188,797,422	242,956,514
債務証券		
ローンおよび貸付金	2,188,797,422	242,956,514
デリバティブ - ヘッジ会計		
金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資		
有形資産	811,922	90,123
有形固定資産	811,922	90,123
投資不動産		
無形資産	3,102,911	344,423
のれん		
その他の無形資産	3,102,911	344,423
税金資産	781	87
当期税金資産	781	87
繰延税金資産		
その他の資産	22,293,804	2,474,612
売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
資産合計	6,517,458,408	723,437,883

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2018年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

	米ドル	千円
売買目的で保有される金融負債	23,820,080	2,644,029
デリバティブ	23,820,080	2,644,029
ショート・ポジション		
預金		
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0	0
預金		
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
償却原価で測定される金融負債	6,095,386,173	676,587,865
預金	6,095,386,173	676,587,865
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
デリバティブ・ヘッジ会計		
金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
引当金	0	0
年金およびその他の退職後確定給付債務		
その他の長期雇用給付金債務		
再編		
係属中の法的問題および租税訟務		
契約債務および付与済保証		
その他の引当金		
税金負債	15,054,113	1,671,007
当期税金負債	15,054,113	1,671,007
繰延税金負債		
要求払株式資本		
その他の負債	20,180,190	2,240,001
売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
負債合計	6,154,440,556	683,142,902

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2018年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

米ドル

千円

	米ドル	千円
資本	187,117,966	20,770,094
払込資本	187,117,966	20,770,094
請求済未払込資本		
株式発行差金		
資本以外の発行済み持分証券	0	0
複合金融商品のエクイティ部分		
その他の発行済み持分証券		
その他の資本		
その他の包括利益累計額	0	0
利益または損失に再分類されない資産	0	0
有形資産		
無形資産		
確定給付型年金制度の保険数理上の利益または損失(-)		
売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
その他の子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資による認識済収益および費用の持分		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値ヘッジに係るヘッジ非有効部分		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動(ヘッジ項目)		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動(ヘッジ商品)		
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因するもの		
利益または損失に再分類されうる資産	0	0
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(有効部分)		
外貨換算		
ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金(有効部分)		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務証券の公正価値変動		
ヘッジ商品(指定されない部分)		
売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
その他の子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資による認識済収益および費用の持分		
利益剰余金	3,259	362
再評価準備金		
その他の準備金	158,191,749	17,559,284
持分法で会計処理される子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資の準備金または累積損失		
その他	158,191,749	17,559,284
自己株式(-)		
親会社株主に係る利益または損失	17,704,878	1,965,241
中間配当(-)		
少数株主持分(非支配持分)	0	0
その他の包括利益累計額		
その他		
資本合計	363,017,853	40,294,982
資本および負債合計	6,517,458,408	723,437,883

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2018年6月30日に終了した期間

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
利息収益	38,370,885	4,259,168
売買目的で保有される金融資産	18,514,145	2,055,070
純損益を通じて公正価値で測定することが義務づけられる 非トレーディング金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
償却原価で測定される金融資産	16,501,150	1,831,628
デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
その他の資産	909,780	100,986
貸付けの利息収益	2,445,810	271,485
(支払利息)	18,287,902	2,029,957
(売買目的で保有される金融負債)	212,615	23,600
(純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債)		
(償却原価で測定される金融負債)	11,892,224	1,320,037
(デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク)		
(その他の負債)	0	0
(資産に係る支払利息)	6,183,063	686,320
(要求払株式資本に係る費用)		
受取配当	92	10
売買目的で保有される金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定することが義務づけられる 非トレーディング金融資産		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	92	10
持分法で会計処理されるものを除く子会社、ジョイント・ベンチャー および関連会社への投資		
受取手数料	56,423,901	6,263,053
(支払手数料)	28,467,551	3,159,898
純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債の認識の中止 に係る利益(損失)、純額(+ / -)	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
償却原価で測定される金融資産		
償却原価で測定される金融負債		
その他		
売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益(損失)、純額 (+ / -)	2,440,541	270,900
純損益を通じて公正価値で測定することが義務づけられる 非トレーディング金融資産に係る利益(損失)、純額(+ / -)		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および 負債に係る利益(損失)、純額(+ / -)		
ヘッジ会計からの利益(損失)、純額(+ / -)		
為替差額(利益または損失)、純額(+ / -)		
非金融資産の認識の中止に係る利益(損失)、純額(+ / -)		
その他の営業収益	1,491,772	165,587
(その他の営業費用)	1,399,998	155,400
総営業収益、純額	50,571,740	5,613,463

米ドル

千円

（一般管理費用）	25,508,536	2,831,447
（従業員費用）	10,251,013	1,137,862
（その他の管理費用）	15,257,523	1,693,585
（減価償却）	904,300	100,377
（有形固定資産）	148,413	16,474
（投資不動産）		
（その他の無形資産）	755,888	83,904
条件変更による利益（損失）、純額（＋／－）	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
償却原価で測定される金融資産		
（引当金またはその戻入（－））	0	0
（契約債務および付与済保証）		
（その他の引当金）		
（純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損またはその戻入（－））	411,503	45,677
（その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産）		
（償却原価で測定される金融資産）	411,503	45,677
（子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資に係る減損またはその戻入（－））		
（非金融資産に係る減損またはその戻入（－））	0	0
（有形固定資産）		
（投資不動産）		
（のれん）		
（その他の無形資産）		
（その他）		
純損益で認識される負ののれん		
持分法で会計処理される子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資における利益または損失（－）の持分		
非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループからの損益（＋／－）		
継続事業からの税引前損益（＋／－）	23,747,401	2,635,962
（継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（＋／－））	6,042,522	670,720
継続事業からの税引後損益（＋／－）	17,704,879	1,965,242
非継続事業からの税引後損益（＋／－）	0	0
非継続事業からの税引前損益（＋／－）	0	0
（非継続事業に関する税金費用（収入）（＋／－））	0	0
当期利益または損失（＋／－）	17,704,879	1,965,242
少数株主持分（非支配持分）に帰属する損益		
親会社株主に帰属する損益	17,704,879	1,965,242

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

発行価格の3.24%(税抜3%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

<訂正後>

発行価格の3.24%(税抜3%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

(注)手数料率は、手数料率(税抜き)にかかる2019年2月28日現在の消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する料率(8%)を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

(ハ) 資本金の額(2018年9月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約213億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(2018年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

<訂正後>

(前略)

(ハ) 資本金の額(2018年12月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約208億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円)による。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(2018年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	5,002,575株	99.03%

４ 手数料等及び税金

（１）申込手数料

<訂正前>

（前略）

日本国内における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.24%（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

<訂正後>

（前略）

日本国内における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.24%（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜き）にかかる2019年２月28日現在の消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（８％）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

<訂正前>

（１）海外における販売

（中略）

申込みにより、申込者は、申込者自身のために、ならびに実質的受益者およびそれを支配する者のために、およびそれらの者に代わり、受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社による、規制機関およびその他の要求者に対する、ケイマン諸島およびその他の法域の両地におけるマネー・ロンダリング、税務情報交換、規則および類似する事項に関する申込者についての一切の情報の開示に同意する。

（中略）

（２）日本における販売

（中略）

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

<訂正後>

（１）海外における販売

（中略）

申込みにより、申込者は、申込者自身のために、ならびに実質的受益者およびそれを支配する者のために、およびそれらの者に代わり、受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社による、規制機関およびその他の要求者に対する、ケイマン諸島およびその他の法域の両地におけるマネー・ロンダリング、税務情報交換、規則および類似する事項に関する申込者についての一切の情報の開示に同意する。

投資者は、受託会社に問い合わせ、ファンドのＡＭＬコンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・オフィサーおよびデプティ・マネー・ロンダリング・オフィサーに関する詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

（中略）

(2) 日本における販売

（中略）

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

（注）手数料率は、手数料率（税抜き）にかかる2019年２月28日現在の消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（８％）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(3) 役員および従業員の状況

< 訂正前 >

(2018年9月30日現在)

氏名	役職名	略歴	
鈴木 惣太	マネージング・ ディレクター	1989年4月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式 会社)入社
		2017年4月	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行 S.A.入行
小林 央明	デプティ・マネー ジング・ディレク ター	1995年4月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式 会社)入社
		2018年6月	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行 S.A.入行

< 訂正後 >

(2019年2月末日現在)

氏名	役職名
小林 央明	デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
吉田 勝	シニア・バイス・プレジデント

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2017年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書および財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む。）から構成されるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「本銀行」という。）の財務書類について監査を行った。

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、本銀行の2017年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の営業成績を、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の基礎

我々は、EU規則第537/2014号、2016年7月23日法および金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によってルクセンブルグに適用された国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。当該規則、法および基準に基づく我々の責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する承認された監査人の責任」で詳述する。また、我々は、CSSFによってルクセンブルグに適用された国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（IESBA規程）および我々による本財務書類の監査に関連する倫理上の義務に従って本銀行から独立しており、当該倫理上の義務に基づくその他の倫理上の責任を果たした。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の意見の基礎を提供するために十分かつ適切なものであると確信している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的判断において、当期の財務書類の監査上最も重要であった事項をいう。我々は、これらの事項について、財務書類全体に対する監査の観点から、財務書類に対する監査意見の形成にあたり検討しており、これらの事項に関して個別の意見を提供しない。

監査上最も重要な事項の一つであると判断した理由	監査における対応方法
我々は、財務書類のうち、「重要な会計方針の要約—注記2.14 収益認識」および「注記21 未収手数料」について言及する。 2017年12月31日現在の未収手数料は106,256,230米ドルであった。未収手数料は、主にファンド管理事務、信託業務およびグローバルカストディ業務から生じている。 原投資対象、合意された条件および提供される業務によって適用される基準およびレートが異なる。 本銀行の未収手数料認識プロセスは、人の手による重大な介入を伴う。 したがって、未収手数料の計算は、関連する金額が大きく、かつ未収手数料の計算に関し複雑性および運用上のリスクが存在することから、監査上の主要な事項とみなされる。	我々は、未収手数料認識プロセスを理解した上で、当該プロセスにおける主要な統制について検討した。人の手による未収手数料の処理に関連する不備が判明したため、我々は統制信頼性アプローチを用いず、詳細テストと分析の実証手続の組み合わせで構成される監査実証手続に基づいて確証を得た。 我々は、手数料収入の種類ごとの合計額について予測を策定し、当該予測額を本銀行により計上された金額と比較した。 異なる種類の手数料の実例として、 ・我々は、手数料について別途再計算を行うことにより未収手数料をテストした。これには、外部証拠に対する基礎的根拠の修正も含まれた。 ・我々は、爾後の支払に対する手数料の受領を承認した。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、経営者報告書に記載される情報から構成されるが、財務書類およびそれに対する承認された監査人の報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関して、我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程において、その他の情報に、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があるという結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。この点に関し、我々が報告すべき事実はない。

財務書類に対する取締役会およびガバナンス担当者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、継続企業としての本銀行の存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、取締役会が本銀行を清算もしくはその業務を停止する意向を有する場合、またはそうするより他に現実的な代替方法がない場合を除く。

ガバナンス担当者は、本銀行の財務報告プロセスの監督について責任を負う。

財務書類の監査に対する承認された監査人の責任

我々の監査の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む承認された監査人の報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、EU規則第537/2014号、2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグに適用されたISAに準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

EU規則第537/2014号、2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグに適用されたISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。我々は、以下の事項も実施する。

- 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽記載のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明または内部統制の無効化が伴うことがあるためである。
- 状況に照らして適切である監査手続を策定するため、監査に関する内部統制を理解する。ただし、これは本銀行の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。
- 取締役会が採用した会計原則の適切性および取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性について評価する。
- 取締役会が継続企業の前提による会計処理を実施したことの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、本銀行の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。我々は、重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、承認された監査人の報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不十分な場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、承認された監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事由または状況により、本銀行が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）ならびに財務書類が基礎となる取引および事由を適正に表示しているかを評価する。

我々は、ガバナンス担当者と、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期ならびに監査上の重要な発見事項（監査の過程で我々が発見した内部統制の重要な不備を含む。）に関して協議する。

また、我々はガバナンス担当者に対し、独立性に関する関連する倫理上の義務を遵守している旨を書面で伝え、我々の独立性および（該当する場合）関連する予防手段に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項を伝達する。

我々は、ガバナンス担当者に伝達した事項のうち、当期の財務書類の監査上最も重要であった事項、すなわち監査上の主要な事項を決定する。我々は、法律または規則により当該事項の公表が認められない場合を除き、当該事項を当報告書に記載する。

その他の法律および規制の要件に関する報告

我々は、2017年３月14日に取締役会によって、承認された監査人に任命され、これまでの更新および再任を含む我々の連続する監査契約期間は44年間である。

経営者報告書は、本財務書類と整合しており、法的要件に従い作成されたものである。

我々は、監査業に関するEU規則第537/2014号で言及される禁止対象の非監査業務を提供しておらず、監査を行う上で我々が引き続き本銀行から独立していることを確認する。

デロイト・オーディット、承認された監査法人

〔署名〕

ラファエル・シャルリエ、承認された監査人
パートナー

2018年３月９日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the Audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the “Bank”), which comprise the balance sheet as at December 31, 2017, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts present fairly, in all material respects, the financial position of the Bank as at December 31, 2017 and the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under those Regulation, Law and standards are further described in the “Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the annual accounts” section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.14 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts. Commission receivable amounted to USD 106,256,230 as of December 31, 2017. Commission receivable mainly derives from fund administration, fiduciary and global custody operations. Different underlying bases and rates are applicable depending on the underlying investments, agreed terms and services provided. The process of commission receivable recognition for the Bank includes significant manual interventions. Accordingly, the calculation of commission receivable are considered to be a key audit matter due to the significance of the amounts involved, combined with the complexity and operational risk associated with determining the calculation of the commission receivable.	We obtained an understanding of the commission receivable recognition process, and we reviewed key controls in the process. Due to deficiencies identified related to the manual processing of commission receivable, we did not use a control reliance approach and our assurance was obtained based on substantive audit procedures, consisting of a combination of tests of details and substantive analytical procedures. We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank. For a sample of the different types of commissions: • we tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions. This also included the reconciliation of the underlying basis to external evidence; • we agreed the receipt of the commissions to subsequent payments.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Bank's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as Réviseur d'Entreprises Agréé by the Board of Directors on March 14, 2017 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 44 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation No 537/2014, on the audit profession were not provided and that we remain independent of the Bank in conducting the audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

March 9, 2018

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。